

令和3年9月21日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)	
出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 財津勝記 教育長 野口敏雄 会計管理者 橋本真美 総務課長 矢動丸栄二 まち・ひと・しごと創生課 河上昌弘 財政課長 川原俊史 危機管理対策監 弥永正一 建設課長 高島真幸 産業課長兼 農業委員会事務局長 日高泰明 住民課長 扇智布由 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 森園敦志 教育委員会事務局長 中島洋 生涯学習課長 小川成弘 文化課長 宗雲英則
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局主事 松田望

議事日程 令和3年9月21日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 吉田 豊	1. 防災対策 2. 農地・水問題 3. 老人福祉
2	9番 寺崎太彦	1. 予防対策について 2. 災害対策について 3. 公共施設について 4. 農業振興について
3	5番 田中静雄	1. 水害対策について 2. 道路整備について 3. 公園の整備について
4	8番 大川隆城	1. 大雨災害の現状と対策について 2. 外記のため池整備事業について 3. 鎮西山整備事業について 4. パートナーシップ制度導入について
5	6番 原田 希	1. 中心市街地活性化事業について 2. 通学路の安全対策について 3. 子育て支援について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番吉田豊君よりお願いいたします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。4番吉田です。

それでは、早速通告順に従いまして質問をいたしますが、質問に入ります前に、今年8月11日から8月14日の佐賀豪雨に対しまして下津毛地区の切通川の越水対策として土のうを築いていただきました。おかげをもちまして堤防の決壊を免れたことに対して、地区からの大変感謝の言葉が届いております。今後も例年、梅雨末期においては切通川と井柳川の越水箇所も多々見受けられますので、早めに土のうを積んで堤防の決壊を未然に防止していただくようお願いをしたいと思います。

それでは、早速質問させていただきます。

まず、1番目といたしまして、防災対策でございます。

防災対策の1として、大字前牟田・大字江迎地区の常襲水害地の避難道路の確保対策はどのように考えておられるか、御質問いたします。

2番目といたしまして、上峰町防災ガイドブックに記載されている凡例内の文言についてでございますが、まず最初に、この凡例の中で各施設の後ろに数字で書いてありますが、その凡例には標高という説明がされております。この標高について私は若干の抵抗がありますので、これについて御説明をお願いしたいと思います。

それともう一つは、南部、前牟田、江迎地区の水害の折の浸水の深さが示されておりますが、この浸水の深さをどういう基準で定められたのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、3番目といたしまして、令和3年8月の大雨による下水道の不具合が発生しております。したがって、その不具合の内容と被害戸数についてお尋ねいたします。

質問事項2といたしまして、農地・水問題でございます。

まず、1番目といたしまして、補助金返還の時効成立がいつ成立するのかについてお尋ねをしております。

2番目といたしまして、補助金返還命令についての、町長は同僚議員の過去の質問に対し、大字堤地区の当時の協議会に対し補助金を返してもらおうというふうに発言をされていたと記憶しております。したがって、いつまでに請求するのか、それについてお尋ねをしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、資料を要求しておりましたが、この資料についての説明も併せてお願いいたします。

3番目といたしまして、老人福祉対策として、最近マスコミ、テレビが主なんですが、厚生労働省において、自己負担割合を、現在は1割なんですけれども、これを2割に引き上げるという報道がなされております。したがって、ここには後期高齢者医療費負担割合の

改正というふうに書いておりますが、私は最初、改正じゃなくて改悪ということで表現しておりましたが、局長から指摘を受けまして、改正ということにしておりますが、この制度を維持するためには負担割合を上げて、後期高齢者医療制度を維持するための改正という形で考えますと改正でもいいのかなというふうに考えますが、被保険者の立場からいきますと1割負担が2割負担に増えるわけですから、これは私としては改悪と思っておりますけれども、この1割負担から2割負担への引き上げが大体いつぐらいから国が法改正をやっていくのか、分かる範囲内で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、防災対策、質問要旨の1番、大字前牟田・大字江迎地区の常襲水害地の避難道路の確保対策は、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

皆様おはようございます。私のほうからは、吉田議員の質問事項1、防災対策、質問要旨1、大字前牟田・大字江迎地区の常襲水害地の避難道路の確保対策はという御質問に対しお答えします。

先月、8月11日からの豪雨におきましても、町内南部地域を中心に浸水被害が発生をし、道路への冠水が散見されたところです。今回、江迎及び江迎上流の2か所の排水機場において長時間運転による排水ポンプの故障が発生していたこと及び故障について、当町への連絡がなかったことも被害拡大の要因になった可能性があるというふうと考えております。

8月24日には筑後川河川事務所長が来庁され、三神排水機管理委員会の構成員として、議長同席の下、排水機故障の状況等について聞き取りを行いました。その中で、江見排水機は設置から30年、江見上流排水機は設置から70年を経過し、かなり老朽化しているということが分かりました。このため、関係する1市3町の首長間で調整を行い、排水機場の更新と能力増強等について緊急特別要望を行うよう予定しているところです。

また、筑後川河川事務所からの情報が入らなかったことに関しましては、町長とのホットラインを含めた故障発生時の連絡体制の確保ができるよう改善を図ったところです。

町としましては、防災協定締結を予定している建設機械レンタル会社の協力を得て冠水した礎地区に可搬型の排水ポンプを設置し、切通川へ緊急排水を行いました。冠水地域の浸水深を少しでも抑えるため、今後も継続的に活用できるよう検討していきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

私の質問に対する答えにはなっていないようですね。私は常襲水害地の前牟田地区、江迎地区の冠水した道路があつては避難ができないから道路のかさ上げ等を過去何回もこの定例

会で要求をしてきているわけですね。そして、碓地区と野間口地区の道路の一部をかさ上げしていただきました。かさ上げしたところがまた通行止めにかかるとつとですよ、碓は。

それで、6月議会の一般質問で対策監の答弁は、私が前牟田学習等供用施設が避難所という形で言ったんですけれども、あそこは洪水の避難所ではなくて、台風の時だというふうに言われました。確かにガイドマップを見ると台風の避難所にはなっておりますが、洪水のときの避難所にはなっていません。それはマップも確認して分かったんですけれども。ただ、その地域に住まれている前牟田地区の人と江迎地区の人が、ここに私は常襲水害と書いてつとですよ。毎年毎年ここは道路が冠水しているんですよ。だから、ちょっとした所用で出るにも家から出られない、道路が冠水しとるからですね。

だから、そういうものを解消するために道路のかさ上げをしてくださいということずっと過去の議会からも何回も言ってきています。やっと取り上げてもらったんですけれども、先ほど言いましたように、また通行止めをかけている。それぐらいの対策じゃなくて、もう少し抜本的な対策を考えられないかということで、だから、今後どういうふうにしていくのかということで今度の1番目の質問に上げているわけですね。だから、私の質問に対する答えをください。

○建設課長（高島真幸君）

皆様おはようございます。私のほうからも吉田議員の質問事項1、防災対策、質問要旨1、大字前牟田・大字江迎地区の常襲水害地の避難道路の確保対策はという御質問にお答えさせていただきますと思います。

町内南部地区の対策については、今年度創設された佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査などを行い、避難道路の確保に努めていくとお答えしておりました。

また、調査に向けた準備も進めておりましたが、先日の大雨の状況を反映させるため現在写真の撮影日時や場所等の整理を改めて行っているところです。この調査結果等を踏まえ、道路冠水対策事業を実施していきたいと考えています。

また、道路冠水対策の本格的な事業化及び対象地域の工事や完了まではまだ時間を要することから、道路区域の目印や冠水水位が分かるような水位標の設置などを行うとともに、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる箇所的な対応など、引き続き地区からの要望等を踏まえ対策を講じていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

流域治水調査をしてから具体的にということですけど、もう過去の私の質問に対して課長は、既にどこどこがどのくらいの冠水をしておるといのはもう調査済みでしょう。それを改めてまた調査してから事業の実施というぎ、今から何年先になつとですか。もう地区の人たちは待てんとですよ、毎年毎年。

後で出てきますけど、特に今年は、過去もあったかもしれませんが、私が聞いたのは今年なんですけど、下水管が水がいっぱいになって調理した水も流せん、トイレも使えん、ホテルに逃げたですよと言いんさったもんね。そういう生活の実態を一日でも早く直すためには、まず道路を、先ほども言いましたが、何かちょっと買いに行こうと思っても家から出られんとですわ、車が。

今テレビでよく宣伝しています。渡辺あれかな、俳優が、30センチなら車は止まります。50センチ水深があったら、今度は車が浮いて流されます。そういうことは私もずっと口を酸っぱくすると毎回毎回言ってきたですよ。だから、一日も早くそういう、危険箇所ではないですけども、そういう冠水箇所を一日も早く解決していただきたいという気持ちがあるから毎回毎回取り上げて言っているわけですよ。

だから、県の地域治水調査かなんか、その事業ができたけん、それに乗せてから調査する。もう調査は必要なかでしょう。もうあなた方分かるとるわけでしょう、どこがどの程度冠水するかというのは。だから、調査じゃなくて、補助金がつくなら補助事業になるだけ乗せたほうがいいから何年か待ってくださいということなら話は分かるよ。今から調査する段階じゃない。もう既に工事に着工してそういう問題解決をせんと。

私が地区の住民ならこういうこと、ちょっと発言は悪いかもしれませんが、町税だって滞納しますよ。だってそうでしょう。地方税法にのっとなって同じ負担をしとって、水害を受けない住環境があるところと、毎年毎年同じように水がかぶって買い物にも出られないような地域の方々が怒られたらそういうことだって出ますよ。

タバちょっと、元の村史をめくって見よったら、やっぱり上峰でも百姓一揆が起きていますもんね。米価が下がったから、もう米は売らんと、不売運動ですよ。もう背に腹は代えられんごとなったらそこまでだつて行くんですよ。だから、そういうことにならないように、道路の冠水対策として早く年次計画をつくってやってくださいということをお願いしているわけですから、もう少し具体的な答弁をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

今年度調査をさせていただくということで以前からお話しさせていただきました。吉田議員の言われるとおり、補助事業を視野に入れた調査と思って今年度実施していきたいと思っているところでございます。

また、地域によっては車が出られないということが実際あっております。その際には地元の広場を臨時的な駐車場スペースとして活用したいという意見もございますので、地元と十分協議をしたいと思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

じゃ、確認しますけど、あくまでも補助事業を念頭にするために今年調査をすることから

は脱却しないということですね。今思っていることをそのまま進めていくということで私は理解せんばいかんとですね。

○建設課長（高島真幸君）

補助ありきではいけません、財政的な負担を考えると補助事業も視野に入れて事業のほうは進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

大雨の懸念について吉田議員から再三指摘を受けながら、町費を持ち出し道路のかさ上げ等を行ってまいりました。

議員御案内のように、かさ上げの効果が多少あったとは思いますが、それでも浸水していたところから、やはり流量の調査が必要だというふうに考えております。

この特定河川浸水被害対策法の一部を改正する法律、すなわち流域治水関連法というのは令和3年5月10日に公布されて7月15日から施行、ことしから施行なんですね。よって、この1級河川を守るためにバックウォーターしてきた内水氾濫エリアに対する法律がしっかりとできましたので、流量調査をしっかりとしていくということが、まずこの法律に基づいてやっていくということが必要だというふうにこれまでの経緯から考えております。

町費で様々なこの整備をしてきたところで、改修できていないところをこうした流量調査をしっかりとしながら臨んでいくという趣旨で先ほどの建設課長の答弁を理解していただければというふうに思っております。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

町長から流量を考えていく必要があるということなんですが、水の流れ込む量というのはそのときの雨の降雨量と時間によってまた全然、毎年毎年違うと思うんですが、高島課長にお尋ねしますが、あくまでも補助事業を念頭にということなんですが、補助事業全ての、今上峰で私が取り上げている前牟田地区と江迎地区の道路冠水箇所というのは全て補助事業の対象になるんですか。ならない箇所もあるんじゃないかと思いますが、ならない箇所についてはどのように考えておるのか、お尋ねします。

○建設課長（高島真幸君）

すみません、私の説明が不足しておりました。補助事業で全てやるという意味じゃなくて補助事業も視野に入れるところで調査を進めていくということで、当然町単独で行うところも出てくるとは私も認識しているところでございます。

全てが補助事業に乗るかどうかというのは、これから調べていきたいと思っておりますが、今月佐賀県のほうでも内水対策プロジェクトチームが新設されまして、そちらのほうでも県庁内の組織体制の強化とか、県がリーダーシップを持って県内首長と連携して内水対策に取り組

むことが期待されているところがございますので、そちらのほうとも連携したところで考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

課長からお答えをいただいたんですが、言葉の、非常に日本語は難しく、うまいとこ逃げたなというふうにちょっと感じたんですけど。

じゃ、全てが補助対象で工事ができるということを考えていない、補助金交付要綱等はどう多分出ていると思うので、それに該当しないようなところについては、どうせ町単独事業としてやっていかなきゃいけないわけですから、そういうものを補助対象になるようなところについては、部落説明会で、補助対象としてなりますから補助事業として認定を受けるまで待ってくださいという説得力のある説明はできると思うんですね。しかし、補助対象にならないところは、やっぱりそういうところは早急にやっていくべきではないかというふうに私は思いますけど、いかがですか。

○建設課長（高島真幸君）

短い区間で効果があるところについては当然事業費等々で、補助事業に乗らないとか、そういうことも考えられますので、そういうところにつきましては地元と協議しながら早急な対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。（「結構です。先に進みます」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、上峰町防災ガイドブックに記載されている凡例内の文言について、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、吉田議員の質問事項1、防災対策、質問要旨2、上峰町防災ガイドブックに記載されている凡例内の文言についてという御質問に対しお答えします。

町では、町民の皆様が安全で確実な避難行動が取れるよう減災対策の一環として、平成29年に防災マップを作成し、全戸配布しております。

防災マップの凡例につきましては、浸水深や浸水の目安のほか、避難所の種類や名称、標高、対応する災害種別や緊急輸送道路等について記載しているところであります。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

私は、凡例の中身まで具体的に申し上げたつもりですが、全く答えになっていない。この施設の後ろに数字が書いてあります。これが標高という凡例で示しをされておるわけですね。だから、これは標高は私はちょっと、これは私の考えですからあれですけど、これに対して、この表記の仕方に対してどうかということでお尋ねしているわけですから、正しいのか間

違っていると思うのか、改めるべきなのかということと、南部のこの浸水区域、ほとんど3メートル以上5メートル未満のところに色分けされていますけれども、この根拠は何ですかということをお尋ねしたんです。それについてお答えください。

○危機管理対策監（弥永正一君）

ただいまの御質問は、標高の件と、あと浸水深の件だというふうに理解いたしました。

標高につきましては、この建物の所在の標高のことを表記しているのではないかというふうに思っております。

あと、浸水深につきましては、これは法律に根拠がございます。水防法の第14条ですね、これに国、そして県知事が洪水浸水想定区域を指定しなさいとなっております。それを受けて各自治体の首長さん、町長が15条において避難道路等を記載したハザードマップをそれに基づいて作成しなさいとなっております。したがって、この浸水深につきましては、国、県が想定したやつを使っていると、これは各自治体と同じでございます。

同じように、土砂災害防止法というのがございます。この第7条で、県知事は土砂災害の警戒区域を指定しなさいと、これが法律で決まっております。これを受けまして、各自治体首長は第8条3項を受けましてハザードマップの配布等を講じなさいというふうになっています。これが根拠になっています。

○4番（吉田 豊君）

私も一応ここで質問するからには調べました。広辞苑によると標高というのは東京湾の基準点の海面の高さをゼロとして、そして、国土地理院が50キロ平方メートルですか、そのメッシュによって数値を表したと。

その使い方なんですけれども、標高というのは山とかなんとかの高さを表すときに標高という言葉を使って、海水面の上昇とかなんとかに、特に津波とかなんとかの場合は海拔という言葉を使うというふうに書いてあります。だから、私はここで示されている数字というのは海拔何メートルというのが正しいんじゃないかというふうに思ったから質問したわけです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

もしかすると、私の勉強不足だったのかもしれませんが。正式な表現はもしかすると海拔だったかもしれません。ちょっと分かりませんが、これは平成29年につくったときに、こういうふうな表現をしたわけですから、ちょっとその正当なところはどうかというのを含めて確認をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○4番（吉田 豊君）

標高と書いても間違いじゃないですからね。ただ、正しい表記の仕方としては私は海拔が正しいだろうというふうに認識をしたからお尋ねしたんですが。

それで、現在ここは標高となっていますから、例えば前牟田学習等供用施設、標高2.8

メートルですね。それから、江迎の多目的集会施設が標高4.2メートル、おたっしや館で標高4.8メートル、この標高というのは東京湾を基準にした標高の表し方ということで国土地理院が多分携わっておると思うんですけど、ちょっと失礼なことを聞きますけど、対策監はアオというのは分かりますか。（「分かります」と呼ぶ者あり）分かりますか。

そうすると、私の認識では有明海は干満の差が最大6メートル近くあるんですね。これはもう皆さん御存じだと思いますけれども。一番大潮のときの満潮時には上峰の江迎地区ですけど、一番下の碓から江迎を通過して九丁分まで上がってきます。私はこれが海拔ゼロやろうと思うんですよ、アオの一番高いところが。そういうふうに、実際国が示した、県が示したじゃなくて、上峰町の防災マップですから、町民に分かりやすいマップにつくり変える必要があるのではないかというふうに私は考えるんですけど、対策監いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

町民に分かりやすいマップをとということをございました。このマップも平成29年に作成して5年近くたっておりますので、浸水の状況を踏まえながら、また見直し等をやる必要があるかというふうに思っております。

アオの部分ですけども、これは基本的に洪水のマップでございますので、アオといったらどちらかという内水の部分に入りますので、そこは入っていないというふうに考えております。

○4番（吉田 豊君）

いや、私が言っているのは、アオで一番高く水が来たところが海拔ゼロという感覚で物事を整理せんと、例えば過去の建設課長に尋ねたときは、有明海では津波は発生しませんということを強調したんですね。しかし、その後調査が進んで、有明北縁断層というのが上峰も井柳から野間口を通過して久留米まで走っています。

過去の例を言いますと、雲仙岳が噴火したときには雲仙岳の硫黄が、あそこは島原湾になるですかね、あそこに流れ込んで対岸の天草のほうに甚大な被害が出るとですね、津波が起きて。有明海から佐賀県側の記録は残っていないそうなんですけど、今のよく言われます東南海地震が発生して、この北縁断層が動いたときに、例えば津波が1メートル発生したとします、有明海で。じゃ、これは誰でん逃げんちゃ、津波は関係なかですけど、運悪く大潮の一番満潮時にその地震が来たときには、先ほど言いましたように、九丁分までアオが来ますから、そのアオがゼロメートルとしますと1メートルでも相当の被害が出てくるわけです。だから、町民がぱっと見て、どこさい行きぎよかかというのは、この数字を見て行きますから、津波が何メートル発生しますということで緊急アラームが鳴ったときにどこまで逃げれば身の安全が確保できるかという、そのための私はマップじゃないかなと思うんですね。だったら、上峰の実情に合うたこの標高、海拔の示し方もしてもらわんといかんというふうに思いますが、いかがですか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

海拔も標高も、何というんですかね、上峰町での海拔ということではなくて、全国的に基準は決まっていると思いますので、その基準に応じた海拔、標高の表記をすべきというふうに思います。

あと、津波の話ですけれども、津波があるという話ではございましたけれども、今、北縁断層帯が崩壊した場合においても、上峰町に影響する津波は今のところはないというふうな見解が一般的ではないかというふうに思っています。

○町長（武廣勇平君）

議員御指摘の津波は1792年に実際に起こってございます。島原大変肥後迷惑ということで眉山の崩壊で有明海から津波が発生したという事態が起きております。

今回ハザードマップをつくる際に基づいているのは、1級河川である筑後川が200メートルピッチで破堤したことを想定した浸水であります。これはこれまでで一番被害が大きかったところからつくられているものだと思いますので、議員が想定されている津波、あるいは内水氾濫等もその中に含まれていると思いますが、改めて先ほど対策監が申し上げましたように、在り方について議論、協議をしていきたいと思っております。

○4番（吉田 豊君）

対策監にくぎを刺しておきます。あなた方はそういうふうに言いますが、実際被害が起きたら、想定外という言葉ですぐ切り抜くっでしょうが。絶対そういう言葉を使いなさんなよ、それじゃ。

私たち厚生常任委員会でも北陸のほうに視察に行きました。東日本を視察してきましたけど、そこで説明を受けたのは、チリ地震で8メートルの津波は経験しとったと、だから、2メートル上げとけばいいだろうということで防災対策センターを10メートルの海拔のところ造ったと。ところが、二十何メートルの津波が来ているわけですから、人間もろとも全て死んだわけでしょう。

だから、国が示した、県が示した基準がどうのこうのじゃなくて、実際上峰にどういうふうなことがもたらされるのかということ想像して、想定して、このマップをつくり変える必要がないのかということ私を言っているわけですね。だから、さっき対策監が言われたようで、それで済むならば、絶対に想定外という言葉は今議会では認められんことになりますから、それを肝に銘じて今後の事務に当たってください。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「一応所信を聞きたいと思っております」と呼ぶ者あり）

○危機管理対策監（弥永正一君）

議員が言われるように、想定外が想定内に入るようにしっかりと見積りをして業務を進めていきたいというふうに思います。

○4番（吉田 豊君）

それと、この浸水深と浸水の目安というところで色分けがされていますが、先ほど、冒頭申しましたように、前牟田、江迎はほとんど3メートル以上5メートル未満という表示がされております。

先ほど町長の答弁もちょっとあったんですが、記録をし損なったので申しませんが、国土交通省の筑後川管理事務所に一応電話で照会しました。過去筑後川の決壊をしたような大洪水は過去、何年に何回ありましたかということで尋ねたんですが、明治22年と大正10年ですね、それと昭和28年、これが筑後川の3大洪水とした記録は上がっていますが、堤防の決壊したのは昭和28年だけしか記録としては残っていませんというお答えでした。

そうしますと、先ほども言いましたように、個々の浸水区域の常襲水害地としての道路の改良、冠水対策ですね、これを早急に解決するように努力をしていただきたいということの要望を申し上げて、私の質問を終わります、この件について。答弁は要りません。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

では、次へ進みます。質問要旨の3番、令和3年8月の大雨による下水道の不具合について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、吉田議員の質問事項1、防災対策、質問要旨3、令和3年8月の大雨による下水道の不具合についてという御質問に対しお答えいたします。

8月の大雨により、前牟田処理区では8月13日から17日で江迎処理区では8月14日から15日までの期間において下水道の排水不良が発生し、町のホームページや防災行政無線を利用し、排水抑制等の協力をお願いしたところです。

排水抑制等の協力をお願いするに当たり、消防団の御協力もいただき浸水地域の約110世帯に災害用トイレ施設の配布を行いました。また、排水抑制等の期間が長くなった前牟田処理区においては、学習等供用施設及び米多団地集会所のトイレを開放したところです。

前牟田処理区、江迎処理区共、真空式の下水道となっており、真空ポンプで下水管内を一定の真空度に保ち、真空マンホールやユニットに一定量の汚水等が貯留された際に真空弁が開き、強制的に汚水等を集水する仕組みとなっています。

今回の大雨では雨水等の流入が多く、一定の真空度が保てず、汚水等が集水されず真空マンホールやユニットが満水となり、各家庭で排水不良が発生しました。特に、真空ポンプから管路延長が長くなる地区については排水不良が早期に発生し、浸水被害の期間も長く、復旧に時間を要したところです。

また、今回の大雨で影響があった世帯につきましては、前牟田処理区、江迎処理区合わせて約490世帯となっているところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

雨水の流入があって真空状態が保たれなくなったために下水が使われないというふうな解釈でいいとですかね。

じゃ、雨水がどういう理由で下水管の中に入ったのかというのは調査できたんですか。それをお尋ねします。

○建設課長（高島真幸君）

調査が終わったかということに対してお答えしたいと思います。

調査は全ては終わってはございません。考えられるところにつきましては、実際ですが、家庭内の敷地内の私ますのほう为空いてた事例や空気取入管の腐食部分から侵入しているという痕跡もありました。また、マンホールにしみ込んだ可能性もまたあると思っています。まだ調査等は終わっていないということで御答弁のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

考えられることとして、家庭引込みのますとかマンホールからいろんな形で水が入り込んだということが想定されるということなんですが、その調査がいつまでに終了して、いつまでに修理が終わるか、大体の目安でいいですから、いつまでには完了させるということで答弁をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

考えられる中ということで先ほど答弁をさせてもらいました。実際前牟田地区では、2件につきましては、家庭内の私ますが空いてたという御報告がっております。

また、空気取入管につきましては、腐食部分につきましては、随時溶接等で直すという部分もございます。

また、マンホールにつきましては、そのマンホール部分が浸水するという調査が必要になりますので、マンホールにつきましては、そこまでの調査は現在考えていないところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

できるだけ早く完璧な形で修理をお願いしたいと思うんですが、この下水道が使えないというのは、たまたま今年だけの水害なんですか、それとも過去もあったんでしょうか。それについてお尋ねいたします。

○建設課長（高島真幸君）

大雨による下水道の排水不良につきましては、過去にも実際あっておりますが、それにつきましては、箇所的な部分で済んでおります。今回のように水引きが悪い場合に、このよう

な大規模なことに今回なっているところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

過去にもあった、そしてまた今度もそういう障害が起きた。特に、空気弁のところが傷んで溶接で直したということも答弁の中にあったんですけど、日頃の管理体制はどがんなっとつとですか。全然こういうものは管理はせんとですか。点検、管理というのが先ほどの筑後川の内水ポンプ、氾濫の内水ポンプの江見堤水門なり、久留米の向島、鳥栖、経年で何十年たったけんじゃない。それは日頃の点検のミスでしょう、私に言わせれば。しかも、それだけのあれですから、もうかなり上峰町についてもこの下水管というのは古いですよ。だから、いつも私が言うように、あなた方で点検に回る時間がないということであれば、業者に委託して点検して修理をせんとですか。それで、予算要求をして通さんなら、議会が通さんなら議会の責任ですよ。しかし、予算要求もせんとはあなた方の職務怠慢ですよ、私に言わせれば。だから、人的に、人間が足らんならば業者に委託して、委託料を予算要求して、こういう事故が二度と発生しないように十分管理をしていただくようにお願いします。ちょっと答弁をお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

真空につきましては、真空マンホール内、真空ユニット内点検はやっておりましたが、空気取入管等については細かな点検等はやっておりませんでした。今後予算要求等を含めて前向きに行うようにしていきたいと思っています。

以上でございます。（「頑張ってください。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、農地・水問題、質問要旨の1番、補助金返還の時効成立はいつか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆様おはようございます。吉田議員御質問の質問事項2、農地・水問題、要旨1、補助金返還の時効はいつかについて答弁させていただきます。

まず最初に、資料請求をいただいております、資料での開示の説明をさせていただきます。

資料をお渡ししております1枚目でございますが、1枚目は平成29年度に前年度28年度の補助金額の確定によります平成28年度分の国・県分の補助金の返還の通知でございます。この通知によりまして、2枚目に添付しております納入兼通知書の日付、平成30年4月6日にこの金額を納付しております。

続きまして、3枚目でございますが、3枚目は多面的機能支払いは1期5か年を事業計画

期間とするところでございます。この事業計画期間内の補助金につきましても返還の必要があり、この事業期間内に交付を受けた平成24年から平成27年までの4か年分の補助金返還につきまして、次の4枚目の金額、これが納入の通知でございますが、この金額を毎年最後の納入通知書につけております納入の日にち、令和元年10月10日に納入したというふうなところの資料を提出させていただいております。

それでは、吉田議員御質問の補助金返還の時効の成立はいつかについて答弁させていただきます。

補助金返還の消滅時効につきましては、補助金交付決定取消権の時効と補助金返還請求権の時効の2つの時効があり、補助金決定取消が可能であれば補助金返還命令をすることができ、補助金返還命令した後に支払いがない場合の補助金返還請求権については会計法第30条の規定に基づき5か年で時効となっているところです。また、起算は補助金返還命令で定めた返還期限から5年となります。

補助金交付決定取消権の時効につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定がなく、他の法規からの解釈によるところになりますが、取消権の時効消滅はないという見解や、交付決定から5年間とする見解など解釈も複数あります。最も穏当な見解としては、民法126条に倣った見解による行使し得るときから5か年とするもので、昨年の東京地裁判決でも交付決定権取消権が行使し得るときから5年の時効に係るとの判断の前提で判断しております。

行使し得るときとは、取消権を検討できる状態になったときでありますので、平成29年から5か年と解釈するところでございます。

以上で答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

だから、補助金適化法のどうのうのという説明は要らんわけよ。この県に返した金額がいつまでに中断をかけんと時効成立して堤の協議会に請求できなくなるのかというのを私は聞きたいわけね。だから、それはいつなんですか。令和何年の何月ですか。

○産業課長（日高泰明君）

取消し時効に係るところにつきまして、平成29年から5か年と見解するところでございますので、令和4年度にこの時効を迎えるというふうな判断でございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問要旨の2番、補助金返還命令について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の質問事項2、農地・水問題、要旨2、補助金返還命令について答弁させていただきます。

町は県からの補助金返還の求めに応じ、支払いが遅れると県内各市町村の他の活動組織へ影響を及ぼすことから、警察の捜査結果を待つことなく、やむを得ず立て替えて支払う対応をしております。そして、警察による事前の捜査については、先日確認したところ、現在も捜査継続中とのことですが、現在の状況としては受給した補助金の大部分は多面的機能支払いの活動に使用されていたとのことです。今後当該団体に対しての捜査を見守り、その結果を元に適切に補助金の返還を請求してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

捜査結果を見ながらということなんですけど、しかし、令和4年には時効が成立するということですから、その時効成立までに警察が結果ば出さんざどがんしゅうでんなかわけですね。だから、一応時効中断かけるためにいろいろ警察でも捜査しているようですから、精査した段階で、その結果に基づいて示さなければいけないと思いますけれども、一応、じゃ、ほかに時効中断の方法というのはあるんですか。なければ私は請求行為をせんと、ただ単に請求行為を起こしたからそれで時効が中断かかるじゃないでしょう。訴訟に持ち込まんと時効中断にはならないと思いますけど、その点について説明をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問のところでございますが、時効成立の時効中断の要件でございますけれども、町としましては、現状の考えとしまして、時効中断になっているというふうなところで、この時効を止めて警察の捜査を待つところではなく、警察も現在の状況では多面的支払いの活動には大部分を使用されていたというふうなところで報告がっております。

町としましては、警察の捜査、今後の捜査の状況もあります、警察によりますと今後大きな、この部分を覆すような部分はないだろうというふうなところも聞いておりますので、今後の捜査の活動でございますが、町としましては、現状のところ補助金の支払いについての把握をし、そして、適切に時効成立前までに返還命令を行っていくというふうなところで考えております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

では、確認ですけど、時効成立前までには請求行為をして時効中断をかけるということいいですね——はい、分かりました。

○議長（中山五雄君）

次へ進んでいいですか。（「はい、どうぞお願いします」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。質問事項の3番、老人福祉、質問要旨、後期高齢者医療費負担割合の改正

の件、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項3、老人福祉、要旨1、後期高齢者医療費負担割合の改正の件に関して答弁いたします。

75歳以上の後期高齢者が医療機関で支払う医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げることを盛り込んだ医療制度改革関連法案が令和2年12月に閣議決定をされました。令和4年度後半に導入の予定です。令和4年度以降団塊の世代が後期高齢者となり始めることで現役世代が負担している後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく、住居費、教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑み、負担能力のある方に可能な範囲で負担をしていただくことにより後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を減らしていくことが目的とされております。

2割負担の対象となる方については、所得の基準が設定され、長期頻回受診患者等の配慮措置としては、2割負担への変更により影響の大きい外来患者には施行後3年間一月分の負担額を増、最大でも3千円に収まるような措置を導入予定とされております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

1割から2割負担になるものを最高でも月3千円の負担で抑えると、これについては所得基準が一定基準以上になった場合については2割負担になすということを報道しておったと思うんですが、所得基準は幾らになっているんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの所得基準の御質問ですが、幾らか例がございます。世帯内の後期高齢者のうちに課税所得が、最大の方の課税所得が280千円未満であれば、こちらは変わらず1割負担となります。280千円以上の方、その中で世帯に後期高齢者が2人以上いるかないかになります。お一人だけの場合、年金収入その他の合計所得が2,000千円以上あるかないか、2,000千円未満であればそのままの1割負担、2,000千円以上であれば2割となります。世帯に後期高齢者が2人以上いるかどうか、2人以上の場合なんですが、年金収入とその他の所得金額の合計が3,200千円以上か未満でここが変わってきまして、3,200千円未満であれば1割負担、3,200千円以上になれば2割負担ということで予定がされております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

それじゃ、お尋ねしますが、じゃ、上峰町の今の75歳以上の後期高齢者医療の加入者で1割から2割負担に上がるであろうと想定される被保険者の数は何名ぐらいになるんでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

上峰町の後期高齢者の対象の方で現在1割から2割へ変更になられる方の試算ではございますが、被保険者数の約15%ということで国が見込んでおりまして、上峰町でいきますと1,160人、こちらが令和3年4月時点でございますが、こちらから試算しますと約174名の方が対象となるという計算でございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

ありがとうございます。174名の方が1割から2割の負担に上がるだろうという試算の結果ということで御説明をいただきました。

そこで、この174名の方が2割負担にならないように、町の老人福祉政策として現在の1割のままに据え置いてもらうことができないかということが私の質問の要旨なんですけど、江島課長いかがでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

現在対象となられるだろうという方の2割負担にならないように据え置きができるかという御質問だったかと思えます。

先ほど述べさせていただきましたところもありますが、影響額の試算をすることはできませんが、そちらを一般財源からの負担とした場合、現在の後期高齢者の財源構成の約5割が公費となっております。また、4割を先ほど申しました若年層の現役世代の方の後期高齢者支援金の負担となっております。現役世代の方へ二重の負担をかけるということにもなりかねますし、また、今回の制度につきましては、現役世代の健康保険料の上昇を抑えるための制度となっております。こちらを考えますと、道義的にも御理解を得ることは難しいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

課長さん、これは私個人の意見じゃないとですよ。後期高齢者の町民の皆さんからの要望もあったものを私は代弁しているわけですよ。

町長にお尋ねしますが、町長が今回の選挙で当選されて初登庁の際、玄関先で職員の皆さんを集めて訓示をされました。そのときの挨拶の中で私が記憶しているのは、今後町民の皆さんの意見を十分聴いて町政に当たりますということを申し上げられました。私たちも個人の意見じゃなくて、これは町民の代弁者として私は意見を申しております。したがって、いつも言いますように、他町がするようなまねをする行政じゃ駄目だと、他町よりも一歩前に出て行政を執行してくださいということを口を酸っぱくするよう今まで言い続けてきたんですが、私の試算では、昨年の決算の112,984千円を割り戻していくと、174名の方であってもそう大した金額には、町の財政を覆すような大きな金にはならんように私は試算ができたんですけど、町長として老人福祉の基本的な考えとして、これに対してどのような気持ちを

持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど健康福祉課長が答弁申しあげましたように、後期高齢者支援金の急増が、現役世代が負担している支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく、住居費、教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑み、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を減らしていくことが目的とされております。

町民の中には、若い世代の方、高齢者の方、数多くの方々がいらっしゃいますが、先ほど言われましたように、二重に負担を強いるということが道義的にどうなのかという視点をまず持っております。しかしながら、今言われました174名の方々が対象だということで、恐らく試算では5,000千円程度の予算でこの対応ができるということになるのだとしても、この激変緩和措置と申しますか、これから3年間の間の仮にこうした事業で補助をするという判断をする場合においても、3年間の経過措置緩和で非常に難しいのではないかと、これは一般論ですが、私はそう考えてございます。

いずれにしましても、多くの町民の皆様方の御意見を聴きながら、それは若年者も高齢者も含むわけでありますけれども、現役世代も含むわけでありますけれども、意見を聴きながら最適な会というものを考えてまいりたいと思っております。

○4番（吉田 豊君）

町長から充当する金額まで明示されました、その5,000千円という金は私は何とかなるだろうというふうに感じております。

今後、執行部のほうでよく検討していただいて、老人福祉も充実させるという観点からもよろしく御検討をいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時5分まで休憩いたします。休憩。

午前10時49分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

9番寺崎太彦君よりお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

皆さんこんにちは。9番寺崎太彦です。議長より登壇の許可が下りましたので、今から一般質問をさせていただきます。

まず最初に、先月8月11日からの豪雨によって災害に遭われた方々へのお見舞いと、一日も早い復旧・復興を祈念しております。

それでは、一般質問に入っていきたいと思います。

まず、大きな点1点、予防対策について。

質問要旨として、今、テレビ等で2回接種、全国平均50%を超えたとか新聞、テレビ報道でお聞きしましたけれども、今現在、上峰町内でのコロナワクチンの接種に関する状況はどのようなになっているか、聞いていきたいと思います。

それから、大きな点2点目として、災害対策について。

質問要旨1として、令和3年8月11日からの大雨によって上峰町内の被害の状況はについて聞いていきたいと思います。

2年前の西日本豪雨よりも今年のほうがひどかったのではないかとか言われておりますので、どのようになっているか、聞いていきたいと思います。

それから、質問要旨2として、災害別にハザードマップを作成する考えはとしております。

今、先ほど同僚議員からもあったように、町内にハザードマップがありますけれども、地震とかですね、津波は何か想定されていないとかも先ほどの答弁がありましたけれども、上峰町内ではため池等もあって、そこら辺が防災上どのようになっているのかなとちょっと思ったので、質問をさせていただきたいと思います。

それから、質問要旨、大きな点3つ目、公共施設について。

今、私が知る限り、下津毛の昔の町営住宅のところに何か所か井戸がありまして、ほかにも井戸があると思います。その井戸の管理状況はどのようになっているか、聞いていきたいと思います。

それから、質問、大きな点4つ目、農業振興について。

2020年から道路交通法が改正になって、トラクターの後ろに作業機をつけて公道が通られるようになって、規制緩和によって、それに関して幅とか高さとか長さとかいろいろありますけれども、機械によっては今まで普通免許で乗られていたんですけども、それが大型特殊を持たないといけないようになりました。それに関して、佐賀県農業機械化研修、農業大学であっておりますけれども、町内からの参加状況はどのようになっているかを聞いていきたいと思います。

以上、大きな点4点よろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項1番、予防対策について、質問要旨、コロナワクチン接種に関する状況は、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

寺崎議員の質問事項1、予防対策について、要旨1、コロナワクチン接種に関する状況はについて答弁いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、希望する65歳以上の高齢者に対し、7月中に接種を完了しました。65歳以上の接種率は9月12日現在で、1回目が91.2%、2回目が89.6%となっております。接種者を含めた全体の予約状況ですが、9月15日現在で1回目が6,336人、対象者の74.1%、2回目が5,295人、対象者の62.0%です。接種に関しましては、9月12日現在で1回目が6,280人、対象者の73.5%、2回目が5,189人、対象者の60.7%となっております。また、エッセンシャルワーカーである医療従事者、介護及び障害施設職員、保育士等、公共交通に関する運転手、衛生環境に従事する方、役場職員等、事業所と連携しワクチン接種を実施しました。小・中学校の教職員につきましても、夏休み期間中に接種を実施いたしました。国、県の動向を見ながら、今後も医療機関と連携し、ワクチン接種を進めてまいります。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど課長から65歳以上の方の接種率が2回接種された方が89.6%ですか、思ったよりも多くて、ちょっとびっくりしております。

それで、結構、何か1回目打たれた約74%、そして、2回目が62%ですか、かなり進んでいる状況かなと思います。集団免疫が60から70%以上接種が完了すれば、集団免疫がかかって、打たない人がいても大規模にコロナに感染する方が少ないと言われております。

そうすると、今、町のホームページを見ると、10月9日まで予約受付で、キャンセル待ちもしておられるということでした。そうすると、10月9日までには打ちたいという方の接種は終わらないと思いますけれども、大体いつまでに終わるのかなという見通しはあるのでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

接種の時期の御質問と思いますが、国の見解でいきますと、11月の早い時期をめどに、希望する方については接種を完了してほしいということの御説明がございました。そうしますと、10月中には1回目の接種を終わらせていないといけないというようなスケジュールになりますので、町もめどとしましては10月中に希望される方については1回目の接種を完了していただきたいと思っておりますのでございます。

予約状況につきましても、少しずつ落ち着いた状況にございまして、枠を広げておりますけれども、その枠がいっぱいにならない日も現在出てきておりますので、予約状況についても、少しずつ落ち着きが出てきたものかと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

一番最初は優先的に65歳以上、また、基礎疾患がある方から始めましたけれども、その中で、私ちょっとお聞きしたんですけれども、佐賀県内というか、佐賀市内に通われて、そのこの病院に通院しているところで打とうかなと思って行ったんだけど、そのこの病院で、佐賀市内の方じゃないと分かると、地元で打ってくださいとか言われたと、実際あって、そこら辺、最初の頃だからかもしれない、何か連携が取れていないのかなとちょっと思いました。

それから、今、12歳以上が始まっておりますけれども、優先的に高校受験される方とか就職、もう既に就職活動が始まっておると思いますが、その方を優先的にするという考え等はあるかないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

まず、12歳以上の対象者の方についてですが、12歳から15歳の方についても、8月16日に接種券を配送しまして、随時、受付を行っております、実際、現在、接種を行われている状況になっております。

先ほどおっしゃいました受験生、中学3年生、それから高校3年生、遠方に就職される方等についても、現在、接種をしていただいている状況でございます。

特に何か事情があって御相談があった場合には、そのケースで対応をさせていただくようにしております、現在、予約状況も少し落ち着きが見られたということで、先ほど申し上げさせていただきましたので、接種に関してはスムーズにできているものと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

なかなかスムーズに進んでいるのかなと思います。

また、中にはやっぱりコロナワクチンを打つのが怖い。何か、テレビ等とか新聞報道とか見ると、ネガティブ、そういった情報ばかりで、コロナのワクチンのいい面、かかっても重症化にならないとか、そういったいい面もできれば周知してもらいたいと思います。やはりできれば、ワクチンを打つのは本人の希望なんですけれども、やはりなるべく多くの方に打ってもらいたいと私は思います。

それで、よその地区では、ワクチン接種に関してインセンティブ事業をされておるところがあるとお聞きします。旅行券等々抽せんでされることもありますけれども、上峰町内ではコロナワクチン接種に関してのインセンティブ事業をすとか、そういったお考えがあるかないか、お願いいたします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

インセンティブ事業につきましてですが、当町は現在のところ、インセンティブ事業については検討をしております。今、ワクチンの接種に関しましては、国、県の動向を見ますと、様々、いろんな情報が入ってきてまして、制度的にも今後いろんな状況に変化する可

能性がありまして、そこに対応できるようにということで第一に考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

かなり町内は接種率が高いので、そんなことをしなくてもいいのかなど、そういったこともあるかと思えます。できれば、いろいろ方策を考えて、してもらいたいと思えます。

それから、今後、国は3回目のワクチン接種をとか、ちょっと新聞やテレビでお聞きしたんですけれども、実際、今後、3回目の接種に向けて言われる、何か、いろいろなことがありましたら、お願いいたしたいと思えます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

3回目の接種でございます。ブースター接種と言われておりまして、2回目の接種が完了した方について、さらに抗体価を上げていくということで、今、国が検討をされている状況でございます。詳細についてはまだ町のほうには下りてきてございません。現在、議論をされておりまして、何らか確定することがあれば、町のほうに説明があるものかと思っております。その際は対応することになると思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

コロナは今まで、初めて、未知なるワクチンということで、なかなか分からないこと等あり、また、一般市民といいますか、行動様式もがらりと変わって、また、以前のように、コロナがはやる前のような生活に早く戻るために接種率を上げてもらって、素早く接種を完了していただくよう、町民の生命を守るため、大変でしょうけれども、迅速にしてもらいたいと思えます。

私の一般質問はこれで終わりたいと思えます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、災害対策について、質問要旨の1番、令和3年8月11日からの大雨による被害の状況は、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、寺崎議員の質問事項2、災害対策について、質問要旨1、令和3年8月11日からの大雨による被害の状況はという御質問に対し、お答えいたします。

8月11日からの豪雨は、数日間にわたり強い雨が続き、この間の累計の降雨量は年間降水量の約半分近く、8月で見ますと、平年の4倍近くになり、町内各地で浸水被害が発生しました。

現在までに町で把握している被害状況ですが、人的被害については幸いありませんでした。

住家被害として、床上浸水なし、床下浸水が11棟です。河川や水路の崩壊箇所が10か所、鎮西山内道路ののり崩れが2か所、園路ののり崩れが1か所、林道横断線で土砂崩れ1か所、倒木1か所が発生しております。

また、江迎処理区、前牟田処理区の約490世帯、約1,470名において、下水の排水不良が発生しました。

農業関係では、大豆被害が約120ヘクタールに及ぶと判定しており、アスパラガスやイチゴなどのビニールハウスも浸水がっております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

大川隆城議員の一般質問の資料要求で一覧表がありますがけれども、結構、被害箇所がありますけれども、今後のこの箇所の復興の計画はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、建設課所管分及び県の河川につきまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

鳥越川2か所につきましては、応急工事として既に復旧が終わっております。鳥越川4か所につきましては、これから補助災害の申請の準備を進めているところでございます。

中村地区水路につきましては、応急復旧により工事のほうは完了しております。

また、下坊所・中村地区、中村、下坊所地区水路につきましては、緊急性がございませんでしたので、今後、復旧を予定しているところでございます。

また、奥の院につきましては、里道ののり面の復旧でございますので、そちらのほうについても、崩土の撤収を終えているところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

素早く対応されているところもあり、緊急性がないということでしたので、なるべく早くそこも対応して行ってほしいと思っております。

また、床上はなかったんですけど、床下浸水したところ等には消毒用の石灰等の配布等はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。ただいまの寺崎議員の消石灰等の消毒の配布はという御質問でしたけれども、住民課では早急に対応するため、床下浸水がございました世帯11軒を訪問いたしまして、家屋の清掃用として消石灰の無料配布の申請の御案内と、申請による災害ごみの処分にかかる費用の減免申請等を御案内しております。実績としましては、1世帯へ消石灰20キロを配布しております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

素早く対応していただいたようであります。

また、私の前に同僚議員等々ありましたけれども、なかなか災害は近年、異常気象等もあり、また、上峰町内を見ましても、田んぼの開発等あり、結構、開発されており、今まで水をためていたところが宅地になって、水が逃げるところがないとか、なかなか町では解決できない、広域的に解決していくしかないとも私も認識しております。

その関連なんですけれども、下に行っているいろいろ話を聞くと、クリークの碓から江越につながっておりますけれども、そのクリークの先、市武の水門が狭いので、あそこがもうちょっと広くなったらいいとか聞くんですけれども、行政としてそこら辺、あその水門が狭いので、ちょっと内水氾濫が起きる原因なのか考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

みやき町との町境の水門につきまして、地元のほうで管理をされております。確かに狭いという声もございますが、それだけが内水氾濫の原因ではないと思っております。

しかしながら、あその水門の水が早く引くような改善はあるかと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

あそこが解消したからなくなるとは私も全く思っておりません。いろいろな、できることをしていくのが必要なのかなと私は思います。

今、下津毛地区の地区で管理してあるところ、旧イオンの近くのパチンコ屋さんの外野の東側に管理してある土地があり、もともとは沼であった。そこが、ちょっと何も使って、下津毛地区の皆さんと年に何回か草刈りをしておりますけれども、そこを調整池として使えばいいんじゃないのかなという声もよく聞きます。さっきも言ったとおり、上峰町内の田んぼがなくなって、水の抜け場がないということであれば、水はどうしても上から下に行きますので、上のほうにそんな感じで調整池等を造れば、少しは大雨被害の削減、外記のため池と同じように、何かあそこは造ればいいのかなと、ちょっと思いますけれども、そういった検討はできないのかなと思います。その考えをお聞きしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

寺崎議員がおっしゃられているのは多分、下津毛水辺環境施設の辺りのくぼ地、県道から低くなっていく箇所だと思っておりますが、そちらにつきましては、確かに地形的にあそこを調整池とすることは有効かなと思っておりますが、何分、今、聞きましたので、ちょっとどのような回答をすればいいか悩んでおりますが、地形的には有効かなというところで御答弁させて

いただきます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

なかなか上峰町内だけで何か事業をして、それが上峰町の水害が減るとか、なかなかないと思います。様々な方策とかいろいろしていったって、広域的に本当大変なことだと思いますけれども、昔とは違って、前はつからなかったようなところがあったりとかもしているかと思しますので、ぜひとも大変でしょうけれども、やってほしいと思います。

また、関連なんですけど、碓地区に冠水するところに水位が分かるようなあれをつけております。中学校の体育館の東側のあそこも2年前も車が1台脱輪して、また今回も脱輪して、私も見ましたけれども、あそこにも私はできればガードレールがいいのかなと思ったんですけれども、なかなかガードレールがつかないので、道路と水路があるので、そこを何か分かるように、水位が分かるようなあれをつけていただければ、もしも、そこで脱輪して人命に関わるものがあつたら大変なので、そこら辺対応は早急にしてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

道路区域の目印や冠水水位が分かるような簡易水位標は碓地区のほうはつけさせていただいております。今年度につきましても、地元の要望とかを踏まえて下津毛地区、前牟田地区も含めたところで検討のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

一遍にはなかなか無理かなと思いますけれども、冠水する場所が分かっているので、そこは早急に対応して、できれば上峰町が冠水するところがないようにして、簡単なことではありませぬけれども、努力していただきたい。

これでこの項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、災害別にハザードマップを作成する考えは、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、寺崎議員の質問事項2、災害対策について、質問要旨2、災害別にハザードマップを作成する考えはという御質問に対し、お答えします。

ハザードマップは、町民の防災意識の啓発や避難に関する情報提供により、人的被害を防ぐことを目的に作成されたものです。

水防法や土砂災害防止法においても、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を記載した印刷物の配布、その他の措置が求められており、町においては、これらを重ね合わせた上峰

町防災マップを作成し、全戸配布しているところです。

その他のハザードマップとしては、高潮、津波、火山、地震、ため池、内水等のハザードマップが存在しますが、高潮や津波、火山に関しては町への被害予測がないことから対象外になると考えています。地震、ため池、内水については、今後、検討していく必要があるものと考えています。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど危機管理対策監から答弁がありましたけれども、やはり啓発等、住民の意識を高めるため、これが必要なと思います。

また、津波が想定されていないということです。ですけれども、地震。地震は佐賀県内周辺には14もの断層があり、ここは早急に対応する必要があるのではないかと思います。それと、今現在のハザードマップが、何か、私的には非常に分かりにくいのではないかと。議会等でも、おたっしや館が大雨のときに避難所ではないかとか、いろいろ分かりにくい。実際ハザードマップ等を見ても、アイコンが何種類かあって、風水害、水害、台風と絵があって、おたっしや館だけにすれば、台風のアイコンなんですね。上に渦巻きがあって、その下に雨のマークがついているんですよ。それを見たら、雨のときもおたっしや館に逃げればいいのかと住民の方は思われるのではないかなと思いますけれども、町のアイコンは3種類ほどありますけれども、こういった区分で分けてあるのか、説明していただきたいと思います。

○危機管理対策監（弥永正一君）

寺崎議員のほうから防災マップの凡例のアイコン、これが分かりづらいというふうな御指摘をいただきました。アイコンにつきましては、明確にこれでしなさいというふうな決まりはないというふうに認識しています。ただ、大体同じようなアイコンを近隣の市町も使っているところでありまして、例えば、吉野ヶ里町の防災マップを見ましても、大体同じようなアイコンが使われているというのが現状でございます。

確かに分かりにくいというところもございますので、一応凡例のところに文言が入っていますので、そこと対比したら分かることは分かるんでしょうけれども、もっと分かりやすいアイコンはないかということで、そちらについては今後、防災マップを検討していく中で、適切なアイコンというのを見て、決めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

近隣町村と合わせたようなアイコンということです。でも、さっき言ったように、風水害、水害、台風、この3つはどのように分けてあるのか。何か聞いても、風水害と台風って一緒じゃないのかなとちょっと、非常に何か説明が難しいと思いますけれども、どのように危機管理監は思われているのか、説明してください。

○危機管理対策監（弥永正一君）

災害の種類なんですけれども、風水害という災害の種類は実はなくて、暴風雨という災害と、あと洪水というところのくくりで分かれています。上峰町については風水害ということで、そこをガチャンと一緒にしちゃって、そこが多分、分かりにくいのかなというところだと思います。

例えば、暴風雨ということにして、アイコンを変えていくとか、そういったことをすると、御疑念のほうも晴れるんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

はっきり言って、今の答弁によりますと、町のハザードマップを見たら、ちょっと混乱するのではないかとということですよね。風水害は災害ではないという、項目としてはないということでしょう。

○危機管理対策監（弥永正一君）

災害の種別でいけば、風水害というんじゃなくて、暴風雨というくくりになりますので、風のマークが強いようなイメージのアイコンをしたほうが分かりやすいのではないかとこのことを申し上げました。

○9番（寺崎太彦君）

ハザードマップは全戸配布しているということで、誰もがアイコンを見て分かりやすいのが一番だと私は思います。先ほど同僚議員等もありましたけれども、そんな感じで1回作ればいいということではなく、少しずつグレードアップ、見直しをかけて、また、地震のこともちょっと言わなければいけないのかなと。先ほど言ったとおり、上峰町内近くで言えば、佐賀平野北縁断層帯、また、日向峠一小笠木峠断層帯があって、ここがひよっとすれば震度7クラスもあると、ちょっと調べたら出てきて、それに伴って、上峰町内もかなりの液状化の被害が出ると書いてあって、ここら辺もハザードマップをつけて、どこら辺が震度、ここら辺の地区が液状化するおそれがあるとか明確に示して、その災害ごとに避難道路とか、そのハザードマップにつけて、また、そんな大規模地震の場合は、また火災のおそれがある、その場合、避難所に行く前に、公園等に一時的な避難所のようなものを造ったらいののかなと思いますけれども、そういった考え等はあるのか、お聞きしたいと思います。

○危機管理対策監（弥永正一君）

地震ハザードマップですけれども、地震につきましては、佐賀県が実施した地震被害等予測調査の結果を踏まえた佐賀平野北縁断層帯の強振動予測図というのがございます。これにつきましては、町の地域防災計画、また、町のホームページの防災サイト上で公表しているところであります。今後、防災マップを更新する際は、その中に取り込んで、印刷物としてもしっかりと配布できるようにしたいというふうに思っています。

あと、避難所で一時的に避難する場所ということですが、避難所には指定避難所のほかに指定緊急避難場所というのがあります。その指定緊急避難場所が、例えば、地震のときに、いつとき避難する場所ということで指定をしているところでもあります。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

先ほど危機管理監から地震に関しても、町の防災計画にはあるということでしたね。そんなふうに、町の計画にあるとしたら、一刻も早くハザードマップに落とし、町民に知らせしてほしいと思いますけれども、ちょっとタイミングが遅いのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

対応が遅いという御指摘をいただきました。この北縁断層帯の振動域を地域防災計画に入れましたのは昨年でございます。昨年入れたばかりでございます、それで速やかにホームページ等にも中に入れ込んだという状況でございます。逐次ピッチを上げて皆さんのほうに情報提供していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

地震を予測するという事は、なかなか難しいのかなと思います。でも、そんな感じで佐賀県周辺には14もの断層があるということもなかなか知らない方も多いと思います。大変だなと思います。

それと、ちょっと話は変わりますが、東日本大震災が起きて、昔も大きな津波があったということ。やはり昔のそんな災害を伝承していくではないんですけれども、それも大事な事だということを見ました。九州北部も昭和28年の水害が起きましたけれども、そのときも町内大きな被害が出ております。そういった被害が、ここは何メートルの水害があったとか、何かそういったハザードマップだけではなく、町内の何かしらのところに、昔、昭和28年のときはここまで水位が来たとか、何かそういった住民の防災意識を高めるようなことも必要かなと思うんですけれども、そこは危機管理監、どう思われますか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

災害の被害の伝承というか、それを後世に伝えていくということは非常に重要なことではあると思います。幸いなことに当町におきましては、大きな災害というのは昭和28年の大水害以降、大きなところはなかったというふうに認識しておりますけれども、これにつきましても、たしか前牟田学習等のあそこの施設のところには、ここまで水が来ましたみたいな標示がなされているかと私は思っております。それが多分は伝承の部分で、先人の方が作られたのかなというふうに思っております。そういうのを大切にしながら、それを置いているだけじゃ駄目なので、それをしっかりと教育して教えていくというのが一番重要なところな

ので、そういったところをやっていければというふうに思っています。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時57分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

寺崎太彦議員の質問事項2番の災害対策について、質問要旨の2番、災害別にハザードマップを作成する考えは、寺崎議員のほうから質問をお願いします。

○9番（寺崎太彦君）

午前中に引き続きまして、やはり佐賀県が地震災害で調べてあるのを見ますと、佐賀平野北縁断層帯やら日向峠—小笠木峠の場合、液状化の危険度が極めて高いとする割合が両方も上峰町は10%以上を示してあるので、できれば災害別、水害、土砂災害、また、地震や内水氾濫や防災重点ため池のように災害別に分かりやすく住民に設置できるようにしたほうがいいのか。

また、液状化になると、午前中も言いましたけれども、家が傾いたり、塀が倒壊する。また、ライフライン、水道やら下水道や電柱の倒壊等のおそれがあり、かなり広域に被害が及ぶのではないかと思いますので、住民が分かりやすいようなハザードマップを作ってほしいと思いますけれども、もう一度確認のほどお願いいたします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

ハザードマップをより分かりやすくという御意見だと思います。ハザードマップは住民の皆さんが見てすぐ分かるように、使えるようにということが基本だと思いますので、言われるように、より分かりやすいハザードマップの作り方について検討していきたいと思っています。

地震につきましては、先ほど申しましたとおり、町のホームページ等では公開しているところがございますけれども、紙ベースで皆さんに周知する必要もあると思いますので、次回、防災マップを更新する際はよく検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

分かりました。ちなみに、なるべく早いほうがいいと思います。できれば、いつ頃とか、何かお示し等、インターネットに上げてあれば、すぐ印刷できるのかなと思いますけれども、どうでしょう。

○危機管理対策監（弥永正一君）

ハザードマップの更新の時期が分からないかという御質問だと思います。

ハザードマップを全戸配布するには、結構な費用がかかると思います。地震の部分だけを印刷して配布するという事は可能だと思いますけれども、より皆さんに分かっていただくためには総合的に、さっき言われたようないろいろな災害を種別に分けながら、しっかりとしたやつを更新していったほうがよりいいんじゃないかというふうに思っていますので、時期については、ちょっと今明言できませんけれども、なるべく早くやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

やはりスピード感を持ってすべきだと思います。また、町外から町内に来る方も、来てから、ここら辺何かえらい災害の多かやんねとか言う人が、たまに私も聞きます。それは不動産屋さんがちゃんと告知するべきなのかなと思います。中にはそんな感じでハザードマップを調べて来る方もおられると思います。なので、できればさっきも、この項は災害別に作ったほうが分かりやすいので、地震なら地震でまた新たに分かりやすく作って配布したほうがいいのかなど。そのほうがいいのかなどと思いますので、ぜひ住民の災害の、一番最初に言われたとおり、啓発と意識を高めるためにハザードマップを作られておると思っていますので、ぜひとも住民の意識を高めるために、防災意識を高めるために迅速に作ってほしいと思います。この項はこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。

○9番（寺崎太彦君）

最後お願いします。何かありましたらお願いします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

ハザードマップについては、町外から引っ越してこられる方には転入のときにお渡しするようにしています。たまに町民の方からも、ないかというふうな御要望があって、お渡ししているところです。

住宅販売業者については、ちゃんとハザードマップで説明をするようにというふうに義務づけられておりますので、しっかりと説明されていることというふうに思っています。作成については、議員なり御指摘を受けながら、ちょっとスピード感を持ってしっかりと対応し

ていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、公共施設について、質問要旨、井戸の管理状況は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは寺崎議員の質問事項3、公共施設について、質問要旨1、井戸の管理状況はという御質問に対し、お答えいたします。

昭和40年代に村営住宅の払下げがあった住宅地区において、町名義の土地に井戸が現存しており、井手口北住宅に2か所、下津毛中住宅に4か所の井戸を確認しているところです。

両住宅とも払下げから上水道の供用が開始されるまで井戸水を生活用水として利用されており、上水道の供用開始後は井戸用地の一部についても隣接者等へ払下げが行われており、現存する井戸も減ってきております。

現在の利用状況としては、一部の家庭において、庭の草木の水やりなどに利用されていると聞き及んでいるところです。

なお、管理状況としましては、一般的な維持管理については利用者によって行われており、町としましては、近年では井戸周りのコンクリートの沈下の連絡があり、修繕を行っているところです。

以上、寺崎議員の質問答弁を終わります。

○9番（寺崎太彦君）

それでは、場所というか、井手口が2か所で下津毛が4か所ですかね。中には実際今でも飲み水に使ってあるところもあると思います。その井戸の管理は利用者がしているということですか。管理というか、水質検査ですかね。井戸全体の管理は町のでありますから、町がしているという考えでよろしいですか。

○建設課長（高島真幸君）

今、井戸の管理状況ということで、水質検査等や一般的な利用に関しては利用者のほうで行われていると思っているところです。

また、構造的にコンクリートが破損したり、そういう部分の修繕のほうは町のほうで行っているところです。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

下津毛の井戸は、昔、造られておって、掘り井戸ですかね、直径が1メートルぐらいで深さが、ちょっと分かりませんが、浅井戸かなと思います。井手口も何か同じようなタ

イブの井戸になるんですかね、井手口の井戸は。

○建設課長（高島真幸君）

井手口北住宅の井戸につきましても、下津毛中住宅と同じような構造になっておるところです。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

一応、蓋等はしっかりされております。しかしながら、使われていない井戸等はそのままであつたら非常に危険なのかなと思います。

また、水質等の管理は使っている人が管理してあると言われましたけれども、町の井戸なら町も一緒に水質検査等して、また、維持管理、周りの清掃等するべきではないか。また、深さが分かりませんが、浅井戸になったら、これだけ近年大雨が降って、井戸の水質に影響があるのかなとちょっと私は思いますが、その管理のほうもやっぱり町ですべきなのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

井戸の利用者につきましては限られておりますので、利用者の方で水質管理のほうは引き続きやっていただきたいと思っております。

なお、安全対策等につきましては、町のほうでも行うべきかなと感じているところがございますので、まずは現在の利用状況等を把握した上で、今後、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

これが造られたのは昭和40年代と言われました。だから、もう50年近くとなっております。井戸は頻繁にはないんでしょうけれども、清掃がてら水を抜いて、土砂、砂を揚げたり、そんなことをしないと井戸が使えなくなるとお聞きしておりますので、そこら辺もちょっと考えておかなければいけないのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○建設課長（高島真幸君）

井手口北住宅、中住宅ともに昭和60年に上水道のほうが供用開始されております。そっちのほうの上水道の加入を含めたところで飲料水以外でなるべく使っていただきたいと思っております。

なお、今、飲料水で使われている方につきましても、今現在、私どもでも把握をしていませんので、先ほど言いましたとおり、調査等を行っていききたいと思っております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

ぜひとも、見たら直径1メートルぐらいで使われていなかったら埋めるとかして、使われ

ておるところも確かに私、知っております。今でも飲料水に使っておられる方もおられるので、ぜひとも、毎日水は飲むものですので、管理等はしっかりしていただければと思ってお願ひしておきます。

以上で終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、農業振興について、質問要旨、佐賀県農業機械化研修への参加状況は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の質問事項4、農業振興について、要旨1、佐賀県農業機械化研修への参加状況はにつきまして、答弁させていただきます。

佐賀県農業機械化研修につきましては、農業機械の大型化、高性能化に対応して、安全操作と効率利用を促進するため、佐賀県農業大学校で実施されているもので、研修の種類として、一般の農業者が該当するものについては農耕用の大型特殊車両に限定した農業用大型特殊自動車免許の取得ができる農耕用大特と、同様に農耕用に限定した牽引免許の取得ができる農耕用牽引の研修がございます。

令和3年度の受講状況としましては、農耕用大特を現時点で2名、農耕用牽引を1名受講されております。この方たちは、令和2年度に受講申込みをされておりますが、農耕用大特につきましては20名の定員、農耕用牽引につきましては18名の定員であり、3月を除き、農耕用大特は年間14回、農耕用牽引は年間4回の研修が行われておりますが、近年、機械の大型化とともに受講希望者が増え、常に待機者がいる状態となっております。佐賀県農業大学校では、願書の受付順や市町ごとの待機者数を考慮して、市町に受講枠を配分されておりますが、すぐに受講できる状況ではないところです。受講案内につきましては、JAにて広く周知の窓口となっていていただいておりますので、今後とも、協力しながら研修受講を図る所存でございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

町内から大型特殊2名、牽引が1名とありました。去年ですね、大型特殊、自動車学校でも取れます。南鳥栖で聞いたら、県外の方が物すごく多くて、申し込んでも3か月、4か月ぐらい待たなければならぬと申されました。先ほど言われた令和2年度、申し込まれましたけれども、定員数があるので、順調に取れたのか、または免許取得に何か月か時間がかかったのか、そういった内容は分かるでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員より、研修の期間の内容であったと思います。

研修の期間につきましては4日間の研修でありまして、最後の1日を県の公安委員会が実施することになりますが、農耕用大特特殊免許の免許試験を行うところでございます。受講をこの4日間で取れなかったというような報告はあっておりませんので、通常この4日間の研修で免許試験を受けられ、それで免許センターの開いているときに免許試験場にて免許の交付を受けられていることかと思えます。

○9番（寺崎太彦君）

その日程的じゃなくて、免許を取りたいと産業課に言って、取った数が2名ということですか。希望者が何名かおられて、農業大学も定員があるじゃないですか。そこで希望したらすぐ免許取得の受講をできるのか、それとも、大分時間がたってからでしか農業大学に行けないとか、そういった混雑状況とかキャンセル待ちなのかはちょっと分かりませんが、申し込んだらすぐに入られるのか、どうでしょう。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の内容で、機械化研修の希望されてどれぐらいの期間で受講できるかというようなところかと思えます。

農業大学校のほうに問い合わせまして、現在、この農業用大特の待機の方の数はというふうなところで聞いたところがございますが、現在、県内で269名の方が待たれているというふうな状況があります。うち上峰町へ希望を出されてある方は4名の方でございます。現状、11月に受講を希望されておられます方は、今年7月に希望いただいた方で今年11月に受講ができるような決定がっております。半年なり待つような状況もあり、また、待たれている農業者の方につきましても農繁期等ありますので、そういったところで県のほうで希望者の枠の決定がございまして、キャンセルをされる方もいらっしゃいますので、今の受講希望と、また、受講される方の受講の決定につきましては、こういった状況でございます。

○9番（寺崎太彦君）

かなりの数が手を挙げておられるというか、269名の方が手を挙げられているということで、申し込んでも半年ぐらいかかるということで、民間の自動車学校に行けば、100千円ぐらいかかります。やはり農業をしている方にすれば、時間的に希望する日にちをなかなかつけて農業大学ですね、向こうの言った日にちに行かないといけないとか、いろいろ難しいところがあります。

また、佐賀県と福岡県に比べれば、福岡県は物すごく農業をしている方の意識が警察の取締りがあるからとか、私も実際行きましたけれども、80歳以上の方もごろごろおられて、非常に驚いたところですよ。

今までトラクターの後ろにロータリーハローをつけていくのは普通なのかなと思っていましたけれども、これが暗黙で、大体できなくて、規制緩和でこれから公道を走ることができるということです。ですから、これから、中には大字坊所地区のオペレーターの方は誰でも

持っておられるということをお聞きしました。中には利用組合で持たれていない方もおられると思いますので、そこら辺、利用組合だけじゃなくて、トラクターを持ってある方の町民への周知のほうを徹底していただいて、また、免許取得に向けて、速やかに、本当に法改正があったのが2020年ですので、これからまた稲刈り等々、それが終わったらまたトラクターを使ったりとか、また、使う機会が多くなるので、速やかに免許取得に向けて対策を取ってもらいたいと思いますけれども、そのような対策が何かありましたら、御提示していただきたいと思いますけれども。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の免許取得に向けた案内につきましては、議員おっしゃいますとおり、法改正により、この農業用のトラクターにロータリー、ロールベアラー等の機械を装着したまま公道が走行できるようになったところでございます。

J AのほうでJ Aの農機センターというふうなところの機関がございまして、あそここのほうでももちろん、この免許については周知をされているところでありまして、私どももこの法改正に伴いまして、生産組合長会議の場にお邪魔しまして説明をさせていただいた経緯もございまして。

今後とも、農機具の機械というふうなところで、J Aの部局と話をしながら、また、必要に応じてこういった会議の場で説明を行い、受講案内をしていきたいというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

トラクターを買うときとか、車を買うとき、売るほうは、あんた免許持っとんねとか、そういった話は全くしませんので、本当に私の無知なのでしょうけれども、本当にこういった法改正があったということ、もし大型のトラクターで行って警察に止められたら、条件違反ではなくて無免許で検挙されるので、本当に大ごとになるので、ぜひとも速やかに関係機関、J Aと連絡を取って、何回も言いますが、免許取得に向けて速やかにできるように周知のほどよろしく願いまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

5番田中静雄君。

○5番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。早速ですけれども、質問をさせていただきます。

まず1番目に、水害対策について。

今年8月中旬の11日から集中豪雨で陸の孤島と化した大宇江迎・前牟田地区の状況を見て、行政の方々はどのように感じたのか。今までも毎年のように農作物への被害があります。今

回は農作物やなくて、各民家にも床下浸水、崖崩れ、いろんなことが発生しております。特に今までと違って、今年は非常にひどかった。

そこで、今までのような——今までのと言ったら失礼ですけども、毎年感じられている以外に、特に今年は水害の状況を見て、どのように感じて、どのようにこれから対策をやっ
ていこうと考えられたのか、お伺いをいたしたいと思います。

2番目に、江迎・前牟田地区の現在の水害対策、これの進行状況をお伺いいたします。

3番目に、6月の議会で一般質問で、私は町南部、江迎地区、前牟田地区のクリークの水を排水する排水ポンプの設置を提案いたしました。多分検討されたと思うので、その検討結果はいかがかということをお伺いをいたします。

次の質問、大きな項目ですけども、道路整備について。

私は町道及び町道側溝の整備がまだまだ上峰町は不十分だと思っております。そこで、これからの整備計画はどうかということをお伺いいたします。

特に道路の側溝があるために、車も思うように離合できない、左側に寄れない、離合しようと思ったら、何百メートル先の車が通り過ぎるのを見て初めて車を出さなきゃいけない、そういう地区だってあります。だから、そういう見方で見ると、道路整備が不十分だと私は思っていますので、今後の整備計画についてお伺いをいたします。

大きく分けて3番目の公園の整備についてであります。

趣旨の1番として、坊所児童公園からボールが飛んできて、家や車に当たり、大変迷惑だとの苦情があります。対策は考えているのかということをお伺いをいたします。

この問題は過去にも質問をいたしました。ここにおられる同僚の議員からも質問があったと私は思っております。過去に質問しましたけれども、何ら対策らしい対策は取られていない、そういう状況でございます。しかし、今回の9月の議会で補正予算が組まれております。どういものをされるのか、その辺も併せて答弁のほうをよろしくお伺いいたしたいと思
います。

次に、趣旨の2番目として、オリンピックで子どもたちが活躍したスケートボードの練習場を設置したらどうかということでもあります。

今回の東京オリンピック、スケートボードの競技がありました。その中で子どもたちが一生懸命になって努力して、技を磨いて、そして、メダルを取るために頑張ってきて、いざ本番になって失敗を重ねた、そのときの子どもたちの状況といいますかね、態度、座り込んで泣きじゃくる姿を見てきました。相当な練習を積み重ねてこられたと思います。

だから、これからも——3年後のオリンピックはどうかまだ分かりませんが、多分スケートボードの競技があると思います。まだまだスケートボードをやっている人口密度というのはかなり低いほうではないかと思
います。野球、サッカーとか、そういうところから比べると非常に低いんじゃないかと思
っておりますけれども、どうでしょうか。上峰町から

オリンピックの選手を出そうじゃありませんか。どうですか。そして、子どもたちに希望を与える、そういう施設、これを上峰町に設置してもらいたいと思います。何も大きな設備は要らないです。ミニの設備で大丈夫だと思います。屋外にしろ、室内にしろ、どっちでも私はいと思いますけれども、これが若者に、子どもたちに希望を与えて、それで、メダルを取るために懸命に努力する、そういう施設、それがあっても私はいと思っています。どうかよろしく、その辺の練習場の設置について答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

質問事項の1番、水害対策について、質問要旨の1番、今年8月中旬の集中豪雨で陸の孤島と化した大字江迎・前牟田地区の状況を見てどのように感じたのか、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、田中議員の質問事項1、水害対策について、質問要旨1、今年8月中旬の集中豪雨で陸の孤島と化した大字江迎・前牟田地区の状況を見てどのように感じたかという御質問に対し、お答えいたします。

8月11日からの豪雨は、数日間にわたり強い雨が続き、この間、累計の降雨量は年間降水量の約半分近く、8月で見ますと平年の4倍近くになり、町内各地で浸水被害が発生しました。まずは今般の豪雨により浸水被害に遭われた町民の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

実際に江迎・前牟田地区の冠水状況を見まして、その規模の大きさを感しました。また、度重なる浸水被害により、町民皆さんの不安も年々増しているものと、高まっているものというふうに思っています。

このような状況において、町としましては、国や県、近隣の自治体、防災関係機関や消防団、役場の関係各課と連携をして、総合的な防災対策に取り組むとともに、また、状況が少しでも改善するよう、できるところから着実に前に進めていく必要があると再認識したところであります。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

今の答弁を私が聞いて感じたことですが、毎年のようにこの水害というのは起こっております。今年は特にひどかったんじゃないかと思っておりますけれども、今の答弁を聞いてみると、何か総合的に考えて対処していきたいというような考えで、毎年やられている答弁じゃないかな。特にこれからやっていくと、気迫というのが今ちょっと私には感じられませんでした。

それで、特に今回の水害を見て、今までと違って、もうちょっと対策を打っていく、早急

に対策を打っていく、そういうお考えはないのかどうか。特に建設課長にお伺いをいたしたい。建設課長、よろしくお願いします。

○建設課長（高島真幸君）

先月の大雨につきましては、新聞報道等でもあったとおり、2年前の佐賀豪雨以上の被害があったという報道もあっているところがございます。また、今回は水が引くのがかなり遅く、長期化したということでもあります。こちらにつきましては、筑後川河川事務所が管理しています排水機場が故障した点も一つの要因であるかと思っているところがございます。

また、今回につきましては、冠水地域であります碓地区で可搬型の排水ポンプを設置するなど、着実に前に進んでいると感じており、地元区長さんをはじめ、浸水対策の見える化ということで、水害対策については着実に前に進んでいると感じているところがございます。

以上でございます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほど田中議員のほうから、防災対策、具体的な対策ということでお話がありました。ソフト事業に関しましても、いろいろ考えております。例えば、災害が発生したときに即応できるように災害対策活動のマニュアル化をする。また、町の共助機能活動を強化するために自主防災組織の活性化を図る。また、消防団との連携要領の強化、防災訓練の実施、防災マップ浸水地域のチェック、避難所、水防活動用の備品や備蓄品の整備、他大規模の災害が発生したときの他市町村からの支援職員の受入れ体制の確立、可搬型排水ポンプを利用した緊急排水容量、防災基盤強化するために防災協定の締結促進、ため池の低水管理、住家被害、浸水住家への対応、こういったところをしっかりと考えていきながら、それぞれソフト対策を打っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○5番（田中静雄君）

いろいろと何とかやっついこうというお考えをお持ちであろうと思いますので、この辺は即、来年のことをちょっと言うたら悪いけれども、来年はもうこういうことはないぞというぐらいの気迫で対策を推進してもらいたいと思います。

この項目については、これで終わります。次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、江迎・前牟田地区の現在の水害対策は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、田中議員の質問事項1、水害対策について、質問要旨2、江迎・前牟田地区の現在の水害対策はという御質問に対し、お答えいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもっ

て御了承ください。

町南部地区の対策については、今年度創設された佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査などを行うよう進めておりますが、先月の大雨の状況を反映させるため、現在、写真の撮影日時や場所等の整理を行っているところです。

道路冠水対策の本格的な事業化及び対象地域の工事が完了までは、まだ時間を要することから、道路区域の目印や冠水水位が分かるよう水位標の設置などを行うとともに、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる箇所的な対応など、引き続き地区からの要望等を踏まえ、対策を講じていきたいと考えています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

この水害対策については、佐賀県の治水推進事業費補助金という制度もありますけれども、今回の8月の水害では、国土交通省からも、上峰町に来られたかどうかは知らんけれども、六角川水系のほうを視察されたようでございます。だから、非常に上峰町もこれだけの被害を被っていますよと。しかし、六角川水系、江北、大町、あの辺がどうも非常にクローズアップされて、本当に上峰町まで目が届くんだろうかなと、自分はちょっと不安に思うところがございます。

いずれにしても、さっとやってもらわないかんですね。やってもらわないかん。

だから、それと今、上峰町が対策としてやっているのが道路のかさ上げがあると思います。大字前牟田の野間口の周辺もかさ上げがありました。特に今度は江迎地区、八枚から碓地区、あの辺の浸水もひどいもんです。毎年のように行われている。

それで、あそこも道路のかさ上げを検討されていると思いますけれども、私は町民の立場から立って物申しますと、自分の家の前の道路は、今まで目線で見えていたやつが急に高くなった。かなりの私は住民からすれば抵抗感があると思います。

そこで、どの程度のかさ上げをされるのか、お伺いをいたします。高さです。

○建設課長（高島真幸君）

道路かさ上げの高さということでございますが、これまで行いました碓地区、野間口地区につきましては、道路冠水が30センチ以下になるようにということで地元と協議した結果の高さでございます。

また、住宅地と農地である道路につきましては、考え方が若干変わるんじゃないかと思っています。今後整備するであろう八枚碓線につきましては、近隣につきましては一部宅地がございしますが、基本的に農地なので、またかさ上げのほうができるとは思っているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

道路のかさ上げについては、おのずと高さについては制限があると思います。この辺は地域住民とよく相談して、それで決めてもらえばそれでいいと思います。道路のかさ上げはそれくらいでいいですけども、産業課長に1つお伺いをいたします。

6月の議会でも、私は、所の名前を言いますと、久留米の例を挙げました。久留米市の例を挙げました。それと、今でも各地域からいろいろ問題視されているクリークの水位、これを調整池として活用するように、いろんな場所、議会でもいろいろ問題になっているようでございます。

上峰町のクリークの水位、これを事前に今回の水害前に水位を下げるようなことはしましたか、しませんでしたか、どちらでしょうか。これは、この辺は地元住民の方がやられておると思いますけれども、産業課として指導をしていったのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員からの御質問でございますが、上峰町のクリークを下げる取組というふうなところで、産業課から指導というふうなところではもちろんするところではありません。

クリークの水位の事前排水につきましては、上峰町内のクリークにつきましては、事前排水の取組のところで審議はなされていないところでありまして、原理的に上峰町内のクリークを事前排水というふうな取組ができるのかなというふうなところでも考えるところがあります。

また、洪水時の水門の管理につきましては、水門の管理者様、三養基西部土地改良区が造成しておりますこの水門につきましては、地区で水門の管理当番さんというふうな方がおられますので、そういった方たちは洪水対応のところの水門の開閉については取組をされているところで聞いておりますし、そういった取組があつておると認識しております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

水門を開けて、そして、それを排水するということは、上峰町だけで自分勝手にやるわけにはいかんですね。やっぱり下流のことも考えてやらないかん。そういうことを思ったら、なかなか簡単にできるもんじゃないと私は思っています。

このクリークの水位を下げるということではないですけども、ちょっと場所を変えて、外記のため池は載っていませんけれども、あそこの水位の調整は、産業課からも指示が何にもないんですね。けども、地域の方々が個人的に水位の調整を今回やられております。今までもやっておりますけれども。そういうふうにして集落で、大字江迎地区、前牟田地区の方々がある程度は努力されているんじゃないかなと自分は思っています。

そこで、今、上峰町南部のクリークの水門の開閉、この辺は私はよく分かりません。全く知識がないと思っていいと思いますけれども、どのような状態のときにクリークの開閉

が、潮の満ち引きがあると思いますけれども、誰が担当、担当を決めているのかどうか、産業課として組織立ってクリークの水門を開け閉めするような、そういう指導もされているのかどうかというようなことをお伺いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員御質問のところの産業課としてというふうなところでございますが、産業課として水門の開閉にですね地域の方にお願ひするようなことはございません。もちろん、産業課としては営農についてのことを含めてでございます。

また、こういった取組につきまして、昨今、排水対策のところでは水門の開閉につきまして、従前から三養基西部のほうで決められております水門管理の当番の方が取り組んでいらっしゃるところで三養基西部のほうからも聞いておりますし、現況も町のほうで何かしらの指導というふうなところはございませんが、もちろん、指導というふうなところでもなくて、お願ひするようなところも従前から行っていたというふうなところで認識しておるところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

特に産業課からはいろんな指示を出したりとか、そういうことはしていないということでございます。

私は8月13日——11日から雨が降り出しましたね——13日、私ごとでございますけれども、町の場合も言いますけれども、東与賀の近くに初盆で参りました。そのとき13日の日も、もうクリークと道路が四、五センチぐらいしか差がないんですね。これは大変なことになると、どうするんじやろうかということで話題になりまして、そこで、その地区の方々から言われました。今はちょうど昼ですから、今がちょうど満潮ですと。これから引き潮になっていくから心配は要らないと。心配要りませんよ。これから有明海が水位が下がって引き潮になっていく。そしたら水門を開ける。だから、心配要りませんよと、そういうお話でございました。

そしたら、私は尋ねたんですけれども、それなら水門は誰が開けるんかいと。1か所だけ、そこだけぼんと開けるわけにはいかない。やっぱり下流からずっと状況を見て水門を開閉していかないかん。誰がやるんかいと。勝手にやるわけにはいかんでしようということを言ったら、どういうお話だったかといいますと、水門の開閉は土地改良区でやっている。どこの自治体か、ここではちょっと省きますけれども、土地改良区でやっている、そういうお話でございました。だから、上峰町が土地改良区でやれとか、やってもらいたいと、そげなことを私は言っているわけではございません。土地改良区でやる。それで、パトロールも土地改良区でやりますと。そして、水門には監視カメラがついていますと。これを土地改良区でモニターで把握して、順次水門を開けていく、そういう指示を出しています。だから、心配要り

ませんということでした。

私は、上峰町の場合、そこまではやっていないと思いますけれども、監視カメラ、防犯カメラについても、プライバシーの問題でなかなか問題があるようでございますけれども、私は度々議会で質問しているように、監視カメラを十分に活用してもらいたいと思います。

それと、夜間そしたら見えないじゃないかと。照明がついとるんですね、強めの。夜間でも水門の開閉、操作しに行くときには、真っ暗なところじゃ危ないから照明がついている。そこに監視カメラで土地改良区で把握して、順次その地区の集落の担当者に水門開閉を指示していく、そういうシステムでやられているようでございます。

そこで、私は提案ですけれども、1つは、組織立ってその水門の開閉をやっていくということ、そしてもう一つは、その監視カメラで把握していく、今の状態はどうかということ把握していく、そういう施設というか、設備というか、そういうことも私は必要だと思いますけれども、産業課の課長としてどう思いますか、お伺いをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員御質問のところで答弁させていただきます。

もちろん、水門の財産は土地改良区にございまして、水門の管理のほうも土地改良区のほうから地元の方、地元管理とされていらっしゃる場所もあるかもしれませんが、そういったところでの開閉をされているところだと思います。

町といたしまして組織立ったところ、また、カメラを利用したというふうなところの内容につきましては、もちろん三養基西部のほうにお話をしてみて、どういうふうな回答を得るかによるところではございますが、従前から、今、水門の開閉については行われていたところの経緯もございまして、町としましてはもちろん、災害がひどくなってきておるといふふうなところも十分認識して、そういったところでまず三養基西部土地改良区のほうの御意見をお聞きするところが最初かなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

要は、私が今まで言ってきたことは、要は水害を最小限に抑えるためにやれること、この辺はまとめて早急に取り組んでもらえるような、水門の開閉、監視カメラ、そういうことも含めてひとつ取り組んでもらいたいと思います。もう来年、再来年はこういうことありませんよというぐらいの気持ちでやってもらいたいと思いますけれども、最後に一言お願いをいたしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

議員がおっしゃいますところの水害の状況につきまして、昨今の状況は従前に比べますと激しくなってきていると私も思うところでございます。そういったところも踏みまして、今後、町全体となりまして、こういった水害対策に取り組んでまいりたいと私も思うところで

ございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、6月の議会での一般質問で町南部のクリークの水を排水する排水ポンプの設置を提案したが、その検討結果は、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、田中議員の質問事項1、水害対策について、質問要旨3、6月の議会での一般質問で、町南部のクリークの水を排水する排水ポンプの設置を提案したが、その検討結果はという御質問に対しお答えいたします。

6月議会で建設課より答弁ありましたように、クリークの治水活用については、流域治水推進事業補助金を活用した調査測量を行っていく中で検討がなされるものであり、今般の補正予算に計上された段階であり、まだ検討結果は出ておりません。

一方、今般、8月11日からの豪雨に際しては、町との防災協定締結を予定しております建設機械レンタル会社の協力を得て、クリークではありませんでしたが、冠水した碓地区に可搬型の排水ポンプを設置し、切通川への緊急排水を行うことができました。可搬型のため、排水能力には限界がありますが、機動的に運用することができました。

冠水地域の浸水深を少しでも抑えるため、今後も継続的に活用できるよう検討していきたいと考えています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

クリークの排水については、県の治水推進事業費を活用してのというお話で、6月の議会でもそういう答弁でございました。だけど、まだ具体的には決まっていないようでございますけれども、要は上峰町がこれからどういうことをやっていくのか、そういうことをまず決めないと、県も国もやりようがないですね。上峰町がまず決めないと、どういうことをやっていくんだということを。その辺の検討がまだまだ十分でないようでございますから、その辺は早急にやってもらいたいと思います。

それと、排水ポンプというのは、事前にクリークの水位を下げることも可能でありますけれども、私が6月の議会に提案したのは、大水のときでもその排水路を使って、そして、切通川、井柳川に放出する。もちろん、これも上峰町の自分勝手にはできないです。県、国だったら国土交通省になると思いますけれども——にお願いをしないとイケないと思います。それと、その工事をやろうと思ったら大きなお金が動いてきます。これは大変です。たとえ

上峰町だけ単独でやっても、勝手に稼働するわけにはいかない設備なんで、この辺は国に対して排水ポンプの設置を進めてもらうように、強力的に進めてもらいたいというのがあります。

それと、排水ポンプはどこから揚げるんかいと6月議会で言ったときには、例えば、大字江迎のことを言いました。場所でいえば大坪鉄工の東側のあの水路、あれを南に下りますと、また右に直角に曲がっています。一番南の端から切通川まで約150メートルぐらいあります。距離にして150メートルぐらいあります。真ん中に道路が1本ありますけどね。150メートルぐらいあります。そこに排水する。事前排水と内水で水害が出る前に潮どきを見計らって排水すると、この辺をやるために国に働きかけてもらいたいと思います。

上峰町でやろうと思ったら大変です。今言ったように、上峰町でやっても、単独でもしやられても、勝手に動かすわけにはいかんです。やっぱり全て国土交通省が全体を把握しておりますので、そこをお願いをしなきゃいかんということで、国に対して強力的に排水ポンプの設置をお願いしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

クリークにおける排水ポンプ設置ですけれども、議員が言われるとおりでと思います。排水に関しては流入と吐き出し、これがセットになっていますので、給水先の水位を下げれば排出先の水位が上がるということになって、そこで新たな浸水被害が発生したり、また、増大するということがありまして、ポンプの設置にはかなり容量の大きい吐き出し先の確保とその下流域の地域の方々の、また、河川管理者の了解、これが必要になってくるというふうに思います。例えば、切通ポンプであれば筑後川まで排水している、井柳ポンプであれば城原川まで排水していると、こういった状況でございます。切通川、井柳川への排水を行う場合については、当然、土地改良区や日頃クリークを営農で使用されている方々、また、下流域のみやき町、河川管理者の県土木事務所、こういったところの協議が必要というふうに思います。

また、規模によりますけれども、先ほど言われましたけれども、一般的に排水ゲートポンプの設置というのは非常に大きなコストがかかるというふうに聞いております。ポンプで排水するということは、浸水被害を軽減される手段の一つと考えられますが、町内の排水の環境とか、クリークの中の泥土の状況とか、様々な要因がありますので、どれだけの軽減効果とか費用対効果が得られるかというのは、今現在の段階では未知数と言えるかと思えます。

上記の事項を踏まえまして、設置の可能性の有無を含めて、幅広く関係先と協議を行うとともに、県や国への要望を行っていく必要があるというふうに思います。

以上です。

○5番（田中静雄君）

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、道路整備について、質問要旨、町道及び道路側溝の整備が不十分だと思うが、整備計画はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、田中議員の質問事項2、道路整備について、質問要旨1、町道及び道路側溝の整備が不十分だと思うが、整備計画はどうかという御質問に対しお答えいたします。

まず、町道整備における新設改良事業としましては、現在、社会資本整備交付金事業及び防衛施設周辺道路改修等整備事業を活用した道路改良事業を進めているところです。道路維持関係の舗装では、公共施設等適正管理推進事業債を利用し、舗装路面等の状況を基に、住民からの要望を重視し、危険度や採択状況などを総合的に勘案し、都度緊急度の高い路線から実施しているところです。

次に、側溝についてですが、早い時期に形成された住宅地域の側溝等の老朽化の進行が進んでいるとともに、蓋がない路線が多く、修繕や更新が必要な箇所があることは十分に認識しているところです。側溝改修についても、今年度は舗装同様に事業債の活用による修繕や更新を計画しているところです。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

上峰町には1つの目標として、人口1万人というのもございました。最近はあんまり言わないようでございますけれども、そういう目標もございます。それは私は十分に生きていますと思っております。

それで、今、上峰町内で私の知る限りでのことでございますけれども、非常に不動産業者さんがあっち行ったりこっち行ったり、よう見かけます。不動産業者さん。それで、今、上峰町はどうかというと、世帯数も増えて、人口も増えています。そういうこともあってだろうと思えますけれども、不動産屋さんが土地——言葉は悪いけど、土地あさりとかね、土地買いによろ来よんさっです。それは非常に私はいいいことだと思います。

だから、私はまず人口を増やすこと、1万人目標に達成するためには何が必要なのかというたら、いろいろあると思えますけれども、私は道路整備もその一つだと思っております。

それで、不動産屋の方々、営業マンが——あんまり詳しく聞くと、いろいろまたやられますので、上っ面だけでお話ししますけれども——道路がねということをやられたことがあります。道路がねと。もうちょっと何とか広ければ非常に入ってきやすいとかね、不動産屋に、入ってきやすい、道路がねということをやられたことがあります。ということは、裏を返せば、もうちょっと、例えば、側溝でも蓋をしとけば、車が離合できるような、そういう町道になっとけばいいんじゃないかなと思います。

そこで、要は、これからまだ人口増を目指していくためには、まず道路を整備していくこ

と。車社会ですから、道路を整備していくこと、これがまず第一だと思います。それと、災害を少なくすること。だから、例えば悪いですけれども、上峰町江迎・前牟田地区、あの辺も不動産来よんさっかどうかな知らんけれども、やっぱり水害のあるところには来ませんよ。ますますこれから格差が広がっていくんじゃないんだろうかな。20年後、30年後、そういうことを思ったら、今まで質問していた水害対策を確実に実行することと、それと、道路を整備することが私は大事だと思っています。

それと、この間から佐賀新聞社の主催だったと思いますけれども、上峰中学校3年生を対象にやられていたと思いますけれども、さが未来発見塾というのが上峰町でも行われました。その中で子供たちから、生徒たちからどういうところが指摘されているかということ、3つほどありますけれども、その中の道路、水路の整備が不十分だという指摘がされております。私も同感であります。

だから、中学生の生徒たちからそういう指摘をされておりますけれども、じゃ、どうしようかということなんですけれども、どういう感じを持たれるのか、これごもっともだなとか、いやいや、そんなことない。これからも計画立ててやっているから大丈夫ですよとか、いろんな考えがあろうと思いますけれども、そういう指摘をされて、現状の上峰町を見渡したときにどう思われますか、お伺いをいたします。

○建設課長（高島真幸君）

田中議員がおっしゃったのは、中学3年生の総合的な学習の時間だったと思います。その中で道路整備が不十分というところ、すみません、私もうまく読み取っていないんですけど、見通しが悪い道路が多いということは文章化されていますので、それについては把握をしているところでございます。こちらにつきましては当然、子供たちが通学もしくは下校時に通るときに危険を感じたりして、カーブミラーの必要性とかを訴えたものだと思っています。

あと、さっき言われました、大丈夫か大丈夫じゃないかというのは、現在、先ほど言いましたが、補助事業で道路整備のほうも行っており、小学校の前の坊所南北線の整備も今現在進行中でございますので、できることからやっているということで御理解いただければと思っています。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、公園の整備について、質問要旨の1番、坊所児童公園からボールが飛んできて、家や車に当たり、大変迷惑だとの苦情があるが、対策は考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆さんこんにちは。田中議員の質問事項3、公園の整備について、要旨1に関して答弁をいたします。

坊所児童公園につきましては、同種の相談を過去に受けたこともあり、どういった対策が有効か、検討してきた経緯があります。コロナ禍という社会背景も加わる中、子供たちの成長に欠かせない遊びという選択肢を極力狭めずに、周辺住民との調和と児童公園という公園そのものの趣旨を損ねない形で課題の解消を図ることを念頭に置いてきました。

今回、補正予算案でフェンス等工事を計上しております。既存のフェンスの高さでは、公園内からのボールの飛び出しを防げていないため、ボールが飛び出さない程度の高さのフェンスを据えつけることで抑制を図ろうと考えています。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

今、坊所児童公園のフェンスは、道路側と南、東、西のほうのフェンスの高さが違うんですね。道路側がちょっと低いです。それで、予算案は15,000千円ぐらいだったと思いますが、どれぐらいの高さにするとか、まだ決まっていないんですか。今、何か決まっていないみたいな、正式には決まっていない。どれぐらいの高さにするか決めていないのに、予算だけが出てきたということ。こういう設備にしたいから、これだけのお金がかかりますよということだったら分かるんですけども、まだ決まっていないということなんですね。そういうことでよろしいですか。——決まってるんですか。

過去に私が質問したときにも、総務課長さんのほうから——今おられませんけど——言われました。ボールが飛んでこないようにしようと思ったら、バックネットぐらいの高さにしないとできないだろうと。それぐらいの設備にしようと思ったら、台風のことも考えなくてはならないので、結論から言うと、今の段階ではできませんと、そういう答弁でした。

だから、バックネットの高さまでするというなら相当のお金がかかるとは思いますけれども、どれぐらいの高さにされる予定か、再度お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

高さはどの程度かということだと思います。

今現状のフェンスの状況を鑑みたところ、低いところで1.4メートルほど、高いところで1.8メートルほど。それで、地形のもともとの地形といいましょうか、底地のほうが高さが段違いになっていたりとかいうところもございますので、若干誤差はありますけれども、ばらつきはあるというふうに思っております。

これは今想定では、3メートルほどのメッシュフェンスに切り替えようという形で今考えているところです。蹴り出す位置とか、力の加わり方にももちろんよるんですけども、3メートルほどの高さがあれば、仰角を見た上で、ある程度防止が可能なんではないだろうか

というようなところも、こちらのほうではそういう形でいろいろ検証させていただきまして、やたら高くするということも考えられないわけじゃないですけども、そうすると、確かに費用コストというのが物すごくかかりますので、その高さのところである程度折り合いをつけられないだろうかということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

分かりました。3メートルぐらいということであります。ということは、今までよりも大体1メートルか1メートル50ぐらいは高くなるということですので、それなりの効果はあると私は思います。だから、どうでしょうかね。私から言うと、最低でも3メートルは確保してもらいたいなという考え、個人では持っています。

そういうことで、話は変わりますけれども、過去に質問したときには、いろんな坊所児童公園の中で遊ぶというんですかね、そこで利用するときの注意事項がいっぱい書いてあります。その辺の看板もあの当時は更新をしてもらいました。それと、過去、フェンスに注意書きを書いたボードを2か所ぐらい貼ってもらいました。

それで、あの児童公園の入り口の注意書きを、いっぱいありますけれども、その中に金属バットや木製バットを使った競技はしないこと、してはいけませんか、しないことか、そういう文句があります。だから、今、どうでしょうか。ソフトボール、練習というか、バットで打つのはあんまり見かけていないけど、投げたり、いろいろして遊んでいる子供はおりますけれども、割と少ないんですね。そうして遊ぶの。何が多いかというと、サッカーボールです。サッカーボールは手と違って足で蹴りますから、的を外れてどこに飛んでいくか分からんときがあります。子供たちが、飛んでね。それが民家の屋敷の中に入って、がちゃがちゃがちゃがちゃと音がするんです。相当傷めておるとお思いますので、最低でも私は3メートルは確保してもらいたいなと自分は思っています。

だから、予算案が計上されておりますので、可決すると思います。早急に今度施工のほうをしっかりとってもらいたいと思います。

以上です。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、オリンピックでも子どもたちが活躍したスケートボードの練習場を設置したらどうか、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんこんにちは。田中議員の質問事項3、公園の整備について、質問要旨2、オリンピックでも子どもたちが活躍したスケートボードの練習場を設置したらどうかという質問に

ついて答弁いたします。

中央公園においては、現在、公園内の北側グラウンド出入口付近の園路を中心に、保護者が付き添う小学生から40歳代の一般の方まで幅広い年齢層の愛好者の方々がスケートボードを楽しんでいます。その方々に話を聞いたところ、専門的に練習したい場合は、大川市にある150坪の敷地を持つ全天候型スケートパークや、昨年10月、JR筑後船小屋駅近くにオープンした筑後広域公園スケートパークを利用していらっしゃるそうです。また、佐賀市スケートボード連盟が久保泉町に屋内練習場を完成させており、現時点において、愛好者の方は目的に応じて練習を選択できる環境にあられるようです。

教育委員会では、ウォーキングなどを含め、多様な目的に応じて中央公園を利用される全ての方々が、安全・安心に譲り合って楽しんで利用していただくために、6月から7月にかけて、スケートボード利用者の方と話合いの場を持ちました。話し合った内容は看板として設置し、公園利用者の方々に周知することとしています。

なお、その看板製作は、上峰中学校美術部の生徒の皆さんに依頼しており、現在、鋭意製作中です。

今後とも、中央公園の一部において、スケートボードを楽しむ場としても認めつつ、多様な目的で集われる皆様の健康づくりや触れ合い、憩いの場としての公園づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

先ほども言いましたけれども、何で私がスケートボードのことについて質問したかということは先ほど言いました。子供たちのメダルを取るために頑張ってきて、そして、失敗したときの座り込んで泣きじゃくる姿を見て、これからまだまだスケートボードをやっていく人口が増えていくんじゃないだろうかなという思いがありました。

それと、上峰町からスケートボードにオリンピックに出てもらいたいと、そういう出てもらうためには施設を造っとかないかん。大川とか、それから久保泉のほうは最近できましたね。室内のスケートボード。オリンピックでも種目になった以上、これからまだまだ盛んになっていくんじゃないかなという気がいたしました。

それともう一つは、今、子どもたちが中央公園でも練習していると思いますけれども、やっぱり気分転換か何か知りませんが、自分の中庭、屋敷の中で練習したり、物足りなかったら道路に出て練習しよるんですね。だから、道路に出て練習している子どもたちを見ていると、やっぱり車がこっちに向かって遠方から入ってくるというときにはもうやっていません。だから、まず車に衝突することは大丈夫です。そこまでは子供たちも注意してやってくれていますので大丈夫だと思いますけれども、今の答弁でなかなか、若干前向きな答弁がございました。ぜひともこれは3年後のオリンピック、これに上峰町からも1人でも2

人でも送り出すための施設、何も大きくなっていいです。屋内であろうと、野外であろうと。要は、子供たちが技を磨いて練習できる場を早急に造ってもらいたい。この辺は十分に検討していく価値があるものだと思いますけれども、もう一つ最後に心意気をひとつ聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○生涯学習課長（小川成弘君）

先ほどの田中議員の御質問でございますが、今、中央公園のほうで利用されている方々につきましても、町内の方も多くいらっしゃいますが、町外からも多く利用されているところでございます。道具等も設置された上で練習されているところでございますが、今後につきましても、多くの方々がそこで触れ合いながら、いろいろ切磋琢磨練習して、技術を磨いて、オリンピックへ向けて頑張っていたいただければと考えているところでございます。

以上です。

○5番（田中静雄君）

ぜひともスケートボード練習場、ミニランプを設置してもらうように、これから頑張ってください。よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、55分まで休憩をします。休憩。

午後2時37分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

8番大川隆城君よりお願いします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。早速質問に入らせていただきます。

今回は大きく4問質問させていただきます。

まず最初に、大雨災害の現状と対策について。

これにつきましては、やはり皆さんとっても心配されておるものですから、8人の同僚議員とともに質問をさせていただくわけでございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、①被害の状況は農産物被害等も含めて全体的にどうかということでお尋ねをしてお

ります。

先ほど同僚議員の質問の中でも出ましたけれども、改めてこの件については質問させていただきたいと思います。

第2番目に、農産物被害に対しての対応はどう考えておられるのか。やはり救済対策実施等を考えるべきじゃなかろうかと思いますが、そのお考えはどういうふうか、お尋ねしてまいりたいと思います。

第3番目に、水路内水門操作、これはクリーク内、水門、どちらもなんですけれども、その操作を連携して行うことをこれまでも何回となくお尋ねをしまいいっておりましたが、確たる答弁が出てまいっていませんでした。そういうものですから、防災・減災の立場から、この消防団水防計画の中にきちんと盛り込んですれば、ちゃんと連絡が取れてということになりはしないかということで、今回質問を出しているところでございます。

第4番目に、これまでもろもろのいろんな被害等々もございまして、今後につきまして、水害防止、災害防止に向けて今後の対策は何か必要かと、執行部としてはこれから先の災害対策については何か必要と考えておられるのかをお尋ねしてまいりたいと思います。

第2番目に、外記のため池整備事業についてお尋ねいたします。

まず最初に、今回の大雨に際しまして、事前に水位を下げるという対応を取るような話が出ておったかと思えます。今回、前回にも増しての大雨でございましたので、その辺をどういうふうに対応されたのかをまずお尋ねをしまいいりたいと思います。

また、第2番目に、今年度はこのため池整備の調査年度になっておりますけれども、このため池は大字坊所一村会の管理ということになっているかと思えますが、その大字坊所一村会の関係地区へのもろもろの説明はもう既に完了しているのかどうかをお尋ねしてまいります。

第3番目に、鎮西山整備事業につきましてお尋ねいたしたいと思えます。

まず最初に、現在は例の山城の遺跡調査がされているわけでございますけれども、この整備につきましては、以前からきちんとした整備計画も立てておったかと思えますが、この遺跡調査が入り込んだために少し変更もやむを得ないところでございますけれども、今後の進捗についてはどういうふうに進められるのか、お尋ねをしまいいりたいと思えます。

第2番目に、奥の院の整備はどういうふうに考えておられるのか。これも以前は奥の院も含めて整備したらどうかという話が出ておったかと思えます。その後について、具体的なお話を聞いていなかったようでございますので、どういうふうにお考えかお尋ねしたいと思えます。

第3番目に、先ほど言いました山城調査関係等々で、源為朝、そして町木である椿の木が御縁で、伊豆大島との交流と申しますか、伊豆大島からおいでいただいたということもありましたけれども、今後につきましては、この源為朝、そして椿の木の御縁をいただいて、伊

豆大島との交流は考えられているのかどうか、その辺をお尋ねしてまいりたいと思います。

第4番目に、パートナーシップ制度導入についてお尋ねいたします。

この件につきましては、6月定例会でパートナーシップ制度導入に取り組むことがお示しいただきました。その後の進捗につきまして、準備はどのようなふうに進められておられるのか、お尋ねをしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、大雨災害の現状と対策について、質問要旨の1番、被害の状況は農産物被害等も含めて全体的にどうか、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項1、大雨災害の現状と対策について、質問要旨1、被害の状況は農産物被害等も含め全体的にどうかという御質問に対しお答えいたします。

8月11日からの豪雨は、数日間にわたり強い雨が続き、この間、累計の降雨量は年間降水量の約半分近く、8月で見ますと平年の4倍近くになり、町内各地で浸水被害が発生しました。現在までに町で把握している被害状況ですが、人的被害については幸いありませんでした。住家被害として床上浸水なし、床下浸水が11戸です。河川や水路の崩壊箇所が10か所、鎮西山内道路ののり崩れが2か所、園路ののり崩れが1か所、林道横断線で土砂崩れ1か所、倒木1か所等が発生しております。

また、江迎処理区、前牟田処理区の約490世帯、約1,470名において、下水の排水不良が発生しました。農業関係では、大豆被害が約120ヘクタールに及ぶと判定しており、アスパラガスやイチゴなどのビニールハウスも浸水がっております。

なお、質問通告書にありました被害の細部状況につきましては、お手元にある資料のとおりです。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからは、被災箇所の多い建設課所管分についての被害状況等について答弁申し上げます。

町の管理河川であります鳥越川において、鎮西山北登山口沿いにおいて、護岸裏の土砂吸い出しによる陥没が2か所発生しています。また、下流域においては、4か所において護岸が崩壊しており、災害復旧事業の申請を予定しているところでございます。

法定外公共物においては、山間部の奥の院にございますが、のり道ののり面崩落や町南部地区の水路において護岸の崩落がっております。

また、県の管理河川の切通川においては、屋形原地区内において護岸裏の土砂吸い出しによる陥没が発生しているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいまは頂きました資料を基にして説明をいただきました。

その中で、河川水路関係で、ここには上がっておりませんが、切通川の井手口地区、低温倉庫の東ですね、毎年、越水しています。今年もしていましたよ。最初のコンクリート護岸をした南側は土坡をついたあれが約20メートルぐらいですかね、ありますね。その今度は南、南のほうがか越水して、草なんかはなぎ倒されておりました、堤防の裏側にはぽつんぽつんと穴がほげたりしたところがありましたから、これはまた当然改修工事をせんといかんという思いで現場を見てきておりましたが、これはこの被害箇所には上がらんものかどうか。私は上げた方がいいんじゃないかと思いますが。

それともう一つは、先ほど農作物の被害状況の報告の中で、大豆については面積までうたっておられますが、アスパラ、あるいはイチゴがハウスの中に浸水したという報告がございましたが、じゃ、このアスパラ、イチゴに対しての被害はなかったものなのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課長（高島真幸君）

県の管理河川であります切通川についてでございます。

私のほうも倉庫の東側については越水しているのは、草が倒れている状況などから把握しておりました。言われている陥没箇所につきましては、前回、このときも維持工事のほうで県のほうに対応していただきましたので、今回も維持工事かと思って、今回リストのほうに上げていないところでございます。また県のほうに確認して、早急な対応をしていただきたいと思いますところでございます。

以上でございます。

○産業課長（日高泰明君）

農作物の被害につきましては、申しましたとおり、冠水により大豆耕作の約120ヘクタールに何らかの被害が及ぶと判定しております。

また、水稻やアスパラガス、イチゴのビニールハウスも浸水しておりました、イチゴは定植前の育苗されている時期であり、稲が浸水したとの報告はあっておりません。また、水稻やアスパラガスについては、今後の収量への影響が危惧されるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

先ほど高島課長からありました切通川の井手口地区の関係については、ぜひ確認をしてもらって、できれば災害箇所でも上げてもらったらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、イチゴ、アスパラも今のところは確たる被害はないということではありますが、アスパラが今後どうなるかというのがちょっと心配かなという思いで、先ほど聞いておった次

第でございました。

それで、今、この一覧表は町内に関する被害状況等をお知らせいただいたわけですが、先ほど午前中の同僚議員の質問の折に出ましたけれども、今回は例の南部のほうのみやき町ですね、みやき町にあります排水機場のポンプが江見排水機場と江見上流排水機場ですね、このポンプがそれぞれみやき町の排水機場のほうではポンプ1台が燃料配管に亀裂が入ったということで、8月14日の午後7時半に停止をして、8時間以上止まって、その後に復旧したと。江見上流排水機場については、ポンプ1台が14日の8時頃にエンジン不具合で停止し、16日時点でも復旧せずということが、これは8月17日付の新聞報道で知り得たところでありました。このことについては、先ほどもありましたように、県のほうから事情説明においでになったということでございますが、その辺について、先ほど簡単に説明があったんですが、もしよろしければ、町長に報告があったかと思しますので、その辺ちょっとお聞かせ願えればと思います。一番よかときにポンプが止まって排水できなかったということはもう本当にどういうことかいという思いでおりますもんですから、その辺がどういうふうな感じでどういう説明をされたか、お聞かせください。

○町長（武廣勇平君）

お答えを申し上げます。

排水ポンプの故障につきましては、江見排水機場、8月14日19時30分から2台中の1台がエンジン不具合、また江見上流の排水機場、8月14日8時から1台、3台中分の1台がエンジン不具合ということで、15日報道にて故障を承知を、設置地域のみやき町と神埼には連絡があっているということでございました。従前から筑後川河川事務所とはホットラインを結んでおりましたが、今年その連絡がなかったことをお伝えをしまして、今後そうしたことが二度とないようにということを申し上げました。

これは私の肌感覚といいますか、坊所地区は今回浸水が前回ほど見られなかった。しかし、江迎、前牟田地区が前回よりも浸水深が高かった。これはどう考えてよいのかとずっと思っておりましたが、やはり排水機がはけないと、浸水するエリアが広がるということで合点がいったようなところですね。特に筑後川については、低位に水位が前回よりも低かったんです。これはGM21でも鳥栖市長の発言にもありましたけれども、私も河川事務所に確認しましたが、瀬ノ下の水、は低く維持されていた。しかし、こういった形で江迎、前牟田が浸水したことは、やはり排水機場が一定の要因になっているというふうに思い、議長さんも排水機場のメンバーでありますので、私とともに河川事務所に聞き取りをしたところ、70年以上たっている排水機と30年オーバーのものがあるということで、今、神埼市長、みやき町長、そして吉野ヶ里町長に連絡をしながら、県と国に対して緊急要望をするような流れにしております。

先ほどの議論を聞いていても思うんですけれども、水門について土地改良さんと町が連携

するだけでは足りないのかなど。要は、水門を閉鎖、アオを戻さないために、バックウオーターを戻さないために水門を閉めるという判断もありますから、排水機場から上流にかけて、やはり筑後川河川事務所、そして土地改良さん、そしてみやき町の土地改良、それとみやき町と上峰町、切通川についてはそうした連携を取りながら、対策を考えていくことが肝要なのではないかというふうに考えてございます。

今後、排水機の状況については、必ず連絡を、ホットラインを結ぶ私だけでなく、総務課、危機管理対策監にも連絡が来るような体制を構築をしているところです。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今年は雨の降る降水量が2年前に大きな災害といいますか、町内、冠水地域が広くあったといったときよりも余計に降っていることは間違いない。今言う筑後川の水位が低かったにもかかわらず、ポンプが止まって排水できなかった、そのおかげで冠水地域が以前よりかうんと広がった、何たることかと、ふだんの管理はどうしよったとかいと、本当にこれを見た途端に、もう本当、頭に血が上ったというか、そういう感じになりました。

今回、同僚議員の質問の答弁として、特別要望の実施ということで国、県への陳情も含めて要望活動をやるということで答弁がございましたが、これは本当に早急にやってもらいたい。そして、もし陳情、上京でもされるとするならば、もう代表者だけじゃなくて、関係市町の首長さんみんな行って、大いに強力に要望をやってもらいたいと思います。そうしないと、本当にこれだけ冠水が以前より深く、広くなったということでは、それだけ災害発生は大きくなっていることは間違いないですから、これはぜひそういうことが二度とないように強力に要望していただきたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、農産物被害に対するの対応はどう考えるか。救済対策実施の考えは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の質問事項1、大雨災害の現状と対策について、要旨2、農産物被害に対するの対応はどう考えるか。救済対策実施の考えはについて答弁させていただきます。

大雨による農作物被害については、まずもって冠水した大豆の被害が甚大であると推察され、このような事態に備えるために農家の方が加入されている農業共済制度、米、畑作物の収入減少影響緩和交付金、または農業経営収入保険としたセーフティーネットによる補償や補填が機能するところであると存じます。

このセーフティーネットによる補償や補填については、制度ごとに算定が異なり、被害に見舞われた圃場のみを対象とはせず、農業者ごとの品種別の収穫量や米、麦、大豆の販売

収入額の合計、また農産物の販売収入の全額を基礎とするなどであります。したがって、今後の収穫により算定され、補償、補填された後の農業所得の減少が農家に与える影響を推しはかることは現状では難しいところですが、影響は大きいと考え、今後も注視していきます。

また、今議会に補正予算として農業経営収入保険制度支援対策事業補助金を新規に計上させていただいております。これは自然災害や病害虫、そして新型コロナウイルス感染拡大などの影響により被災する農家を支援する取組を新たに実施するものであり、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下も含めた農業経営全体を対象とした収入減少を補填する農業経営収入保険制度への加入促進と負担軽減を目的として保険料の一部を町が補助する施策を実施するものでございます。

さきの佐賀豪雨による救済対策としても実施しましたが、被害のあった圃場の来年の次期作の種子や苗に要する費用の助成を営農継続に注力することとして検討するところであり、国、県の動向も把握しながら、支援に取り組みたいと考えます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま農業共済関係の支援と申しますか、共済金が出るというようなお話もありましたが、これは既にいかほど出るかは分かっているわけですかね。それと、今度は、説明の中に取り上げられてという話もありましたが、ほとんど大字前牟田、江迎は全部全滅ですよ。今どんどんすき込みよんさる。ありゃ、これはいろいろあって共済の関係がいろいろない前にすき込んだら、これは0になりゃせんかいと心配をしておったら、それは聞いたところじゃ、共済のほうにすき込んでいいかということで、許可をもらってすき込まれているということを知って安心しましたけれども、とにかく共済のほうから出るにしても、聞いた話、あんまり大した額じゃないよというような話も聞くわけですよ。そうすると、当たり前で作って、大豆が反当100千円ぐらい上がるというふうにもちょっと聞きました。それが0になったらするならば、やはり痛手も痛手と思います。ですから、共済からどれだけ出るか私も今のところ知りませんが、プラスアルファで、さっき課長が言われた、昨年の例もありますから、何らかの対応策をしなくては、農家の方々、本当に困りますよ。それこそせつかく大豆は収穫を上げれば結構いいお金になるということで皆さんが頑張って作られた、雨前はきれいにしていましたね。だけど、二、三日浸かって、全部駄目。ですから、今言うように、困っていることは間違いない。ですから、ぜひ早く救済策を考えてもらいたいと思うわけですよ。いま一度お尋ねします。これはよかったら、町長よかですか。

○町長（武廣勇平君）

昨年来、ウンカ被害、そして豪雨被害、そしてコロナによって農家の皆様方の販売は芳しくないということで、三重苦になっているということで、対策を打っておりました。しかし

ながら、一定額の助成では大規模農家に対しては、やはりしっかりと手だてが行えないということで、農家所得をしっかりと把握する必要があるということで考えておりましたが、現実的に農家所得の把握は非常に困難でありまして、もちろん3月以降に把握する方法はあるにしても、正確に把握することが難しいという実態があるがゆえに、収入保険の補助が一番適切だし、実際その収入保険制度を推奨されている団体の方からも要望をいただいているところでございます。

今後につきましても、この収入保険制度への加入をぜひお願いしていくことを町としても、県内の自治体で同様の施策を打っているところがありますので、進めていこうというふうに考えております。

共済は御案内のように、7割が戻ってくるとかというような話も聞きますが、実情はそうでもないところもかなり多くございますので、収入保険制度のほうがよかろうということで、これについては今年の補正予算にも上げておりますので、推奨、加入推進を図っていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

今、今回の補正で上がっている保険の関係での補助ということでお話しされましたけれども、その関係も私ちょっと不勉強でよく存じ上げてなかったものですから、どういうものかあらかた詳しい方に聞いたところ、なかなかこれもいろんな資格のある人が対象者であって、そして掛け金が結構高いと。ですから、該当者が全部が全部それに入っているかといったら、そうじゃないと。案外入っている方は少ないというふうな話もちょっと聞きました。

それと、今度はそちらのほうに入られるのと、今普通の農業共済には重なって入ってはされないような話もちょっと聞きました。これはまた確認せんばいかん部分もあるかもしれませんが、そういうもろもろがあって、なかなか出にくいといいますか、出るのが大した額じゃないかなという感じがするものですから、先ほどから言いますように、やっぱり今言う積算根拠が何かということとどこに捉えて、どれくらいで積算して、じゃ幾らにするかというのは当然執行部で十分検討し、考えられた結果で金額等も決まるかと思いますが、ぜひその辺、十分検討された上で、できますならば、なるべく早めに救済策としての対応をしてもらえれば、農家の方々は本当に助かるんじゃないかと思うわけですから、再度その辺をお願いしたいと思います。もう一度答弁をいただければでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

昨年、一定額の補助にしたほうがよいという御判断をしていただいたのは、農家の代表の方々でありました。三重苦に苦しむ農家に、通常の我々がコロナ対策で考えておりました事業者支援と同様、収入に応じた加算配分というものを考えていたんですけれども、一定額のほうがよいと。なぜかといいますと、やはり十分に手入れをしている人としていない人で、してなかった人だけが補助を受けるというのはいかかなものかと、士気にも差し障りがある

と、今後の営農についての士気が下がる要因にもなるので、一定額と求められました。その上で、大規模農家がやはり大規模に作付されてられる方が一定額では補償が利かないということもありますので、そこをどうするかということが今課題になっていると思います。その点、農家所得の把握が、非常に先ほど申しました困難でありますので、収入保険制度は議員がおっしゃるような視点で私は捉えておりませんで、非常に有効な制度だというふうに私自身理解してございます。この推進を県と同様、市町と同様、進めていくことが一番有効な方策ではないかというふうに考えてございます。

○8番（大川隆城君）

先ほど言いそびれましたけれども、さっき町長おっしゃってもらったように、もちろん農家の代表の方々との協議も十分していただきたい。その上で、先ほど言いましたように、出し方かれこれは協議の結果で一番ベターな方法で考えてもらって結構ですので、ぜひ救済策としてお考えをいただきたい。そして、できますならば、なるべく早めに対応をしてもらえれば、農家さんがより助かる、喜ばれるんじゃないかと思っておりますので、その辺をどうぞよろしく願いをして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の3番、水路内水門操作を連携して行う事を水防計画に盛り込む提言の結果はどうなったのか、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは、大川隆城議員の質問事項1、大雨災害の現状と対策について、質問要旨3、水路内水門操作を連携して行う事を水防計画に盛り込む提言の結果はどうなったのかという御質問に対しお答えいたします。

令和3年上峰町水防計画書は、コロナ感染拡大防止の観点から、水防協議会において書面審議をしていただき、全委員10名の皆様の同意を得て、また各委員からの御意見、5件を反映し、7月に発出したところであります。

大川議員からの提言につきましては、水防本部における産業課の事務分掌について、土地改良で整備した水門の開閉について連携して対応できるよう明記しておく必要があるのではないかというものであり、これを受け、三養基西部土地改良区や産業課等の関係部署との調整の結果、産業課の事務分掌の一つ、農業施設の応急対策を農業施設の応急対策（水門の開閉対応を含む）に修正しております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいま危機管理対策監から答弁いただきました。

それで、言いましたように、先ほど私の前者の同僚議員の質問の中でも、この関係はど

うかという質問がありましたが、確たる返事はなかったですね。今まで私、2度、3度聞いています。ただし、そのときも確たる返事がなかった。ですから、やはりこの関係については、今いろいろ出ています流域治水推進事業の中にもうたわれているわけですよ。クリークや水田の活用ということで、水位を下げて云々かんぬんも入っている。ですから、大雨対策の一環として降りそうなどときには前もって水門を開けて水位を下げるということが当然必要だろうと、じゃ連携を取って、そこまでやってもらえれば被害が少なく抑えられるんじゃないかということでお願いをしてきたけれども、それが確たる答弁がなかったもんですから、この水防計画の中できちんとうたうならば、それが根拠となって、こうやりますということになれば、確たる連絡も取ってということができると思うからお願いをしとったわけです。実際、雨が降りました。今年は大体梅雨時といったら7月ですけども、1か月ずれ込んで8月でした。そのときに、皆さん方、消防団、それから対策本部を設置されて対応してもらいましたが、そのときはどういうふうに対応されたか、ちょっとお尋ねします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

水門の開閉につきましては、土地改良区とか水門管理者、これの調整により基本的には営農に支障ない範囲で協力をいただくということだと思います。

私も今回の水害のときに、ちょっと、時期はこちらにおりましたので、この前の段階で各クリーク等も見回っていたんですけども、基本的に水門は開いている状況になっておりました。御協力はいただけたものだというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

実際現地をパトロール、巡回してもらったときに、そういうことで事前に水門も開けてもらって、水位を下げてもらったら、本当に幸いでございます。よございました。

ただ、それを水防計画、先ほどちょっと触れられた書面審議を最初されましたですね。そのときが4月21日に出されましたよ。そして、そのときに今言う、意見も求められました。その答弁というか、回答を出してした後、何てこともなく、連絡も何もなくて、そのままだったもんだから、どうなったやろうかね、どうなったやろうかねという思いはしながらも、まだまとめが十分じゃないなら無理かなと思いがらしとった。そういう中で、今度は町内の危険箇所のパトロール、これは毎年されているわけですが、山から下までずっと崖崩れとかなんとも含めてされた。そのことも実をいうと、去年の令和2年の消防委員会、会議の中では、消防員も同行するということになっていたけれども、今年も連絡は来なかった。ですから、どうなったやろうかね、どういうふうやろうかねという心配があったもんだから、管理監のほうにお邪魔してお尋ねしたことがありましたね。その結果を聞かせてもらった。その後、今度は後から聞いた話では、6月30日に西部土地改良区の理事会のほうに、この水門の開閉についての御協議をいただくということでされてもらっていますよね。その結果、

7月1日の日付で、この水防計画の改正案に対する意見と町の処置に係る書面審議回答一覧というのが出されております。この時点まででもまだ何も一言も聞いてなかった。やっぱりあれも8月いっぱい降ってしたとに、何もないもんだから、聞いたところ、それはできておりますが、配布しておりません。実際に消防員、また消防委員会のメンバーに届いたのはいつと思いますか。9月14日ですよ。実際、7月の時点ではどういうふうにしますということが決まった、確定しとって、そしてそれが関係する皆さんにきちんとして、正式な書類というか、計画書として来たのが9月14日ですよ。これは幾らいろいろ言うても、あまりにも時間差というか、タイムラグがあり過ぎます。だから、こういうのを見たり、聞いたりすると、何んばしよっとかいて、終わってしもうてから、今頃やってという気持ちになるわけですよ。ですから、今後はこういうことがないように、そのときそのときで、結果が出たらすぐ皆さんにお伝えをし、また消防委員会とか消防団関係だけじゃなく、全町的にだってこうですよというふうに、災害のときはこうですよということもお知らせするのがあなたの役目でしょう。ですから、この辺は今後は遅滞なくやってもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私の事務手続が遅延したというか、委員の方々への報告が若干遅れたことに対しましてはおわびを申し上げたいと思います。

水防計画発出までの動きになりますけれども、4月14日、水防委員に書面審議を依頼しました。そして、5月13日には回答票をほとんど回収できまして、委員の方から意見がございましたので、それを持ってそれぞれの部署で調整を行いました。土地改良区については、持っていったんですけれども、役員会の審議が必要だということで、6月まで待ってとってくれという話があったので、若干遅くなったというところでございます。

そして、議員が言われるように、7月2日には回答がいただきましたので、改正をいたしました。その段階で速やかに各委員の皆様の結果を報告すればよかったんですけれども、基本的に委員の皆様みんな賛成でございましたので、小修正という位置づけで報告がしたかったという次第でございます。改めて大川委員の御指摘がありましたので、速やかに修正をしまして、御報告させていただいたところです。

以後、こういうことがないように迅速に対応していきたいというふうに思っています。すみませんでした。

○8番（大川隆城君）

本当にいろいろ災害につながることで、防災・減災を努力しようというのが今現在の目標ですから、そのためにいろんなことが、決め事があつたとすれば、即皆さんにお知らせをして、みんながその気持ちになって取り組むということが当然必要ですから、今後はこういうことが二度とないようお願いをしておきます。

この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の4番、水害防止にむけて今後の対策は何が必要と考えるか、執行部の答弁を求めます。

○危機管理対策監（弥永正一君）

私のほうからは大川隆城議員の質問事項1、大雨災害の現状と対策について、質問要旨4、水害防止にむけて今後の対策は何が必要と考えるかという御質問に対しお答えいたします。

8月11日からの豪雨においては、4日間の昼夜連続した長期の災害対策活動となりました。令和元年8月豪雨をはるかに上回る降水量により、町内各地で浸水被害が発生する状況でしたが、災害対策活動としては幾つか新たな取組を実施いたしました。

大きく1つ目は、消防団と連携した防災活動であります。対応期間中、消防団も役場に本部を構え、常に情報共有を図ることができました。また、浸水地域では、団員が住宅地図を携行して、戸別訪問を行い、被害状況の把握や避難誘導、救助活動を行いました。いわゆる顔の見える支援ができたものと思っています。また、下水道の排水不良に伴い、戸別訪問に合わせたトイレ凝固剤の配布支援を実施しました。これはいわゆるプッシュ型の支援であったというふうに思います。

大きく2つ目は、淀地区への可搬型のポンプの設置です。災害への備えとして、防災協定締結を進めている民間企業の協力を得て、可搬型の排水ポンプを設置して、切通川への緊急排水を実施しました。

大きく3つ目は、避難所環境の整備です。避難者が少しでも快適に過ごせるよう、床敷きマットを新たに備蓄し、今回の避難所運営で使用しました。

水害防止に合わせて被害の軽減を図るため、まずはできることから着実に防災対策を行う必要があると考えます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○建設課長（高島真幸君）

私のほうからも大川隆城議員の質問事項1、大雨災害の現状と対策について、質問要旨4、水害防止にむけて今後の対策は何が必要と考えるかという御質問に対し併せてお答えいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御了承ください。

建設課では、佐賀県流域治水推進事業費補助金を活用した調査などを行い、この調査結果等を踏まえ、道路冠水対策事業を実施していきたいと考えております。

なお、道路冠水対策の本格的な事業化までの間は、水位標などの設置を行うとともに、短い区間の道路かさ上げで効果が得られる箇所的な対応など、引き続き地区からの要望等を踏

まえ、対策を講じていきたいと考えています。

また、河川の流域全体の関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策である流域治水の考えに基づき、町管理河川の適正管理として河川しゅんせつ工事等の対策を講じていきたいと考えているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

この話はもう何回もしているかと思いますが、以前は日本全体、温帯気候の中にあっただけですよね。ただ、今はそれが亜熱帯気候に移行しているということはもう御案内のとおりであります。の結果、線状降水帯でどんと降る、そしてゲリラ豪雨云々かんぬん、いろいろ雨の降水量はうんと増えてきておりますよね。そういうことを考えると、それに対してどうするかというのを十分考えんといかん。そしたら、これまた毎回言っておりますけれども、町内の1級河川、支川ももちろんですけど、のしゅんせつ、これはやっぱり必要ですよ。今回、六角川がああいう状態になった、そして赤羽国交大臣が視察に見えられた。そのときの言葉が、河道掘削、しゅんせつのことと思いますが、その六角川流域で86%河道掘削が進んだと、そしてこんなになるんかいということでえらくショックを受けておられたというのがこれまた新聞報道でしか知り得てませんが、あっていました。うちの場合、見てください。毎回言うように、どの河川ももう埋まってしもうて、川底浅く、流れるのも、ちょっとでも降ればうんと水位が上がるような状況がずっと続いているわけですよ。

そういう中で、今年、切通川の34号線から県道小城久留米線までを緊急しゅんせつ推進事業で取り組んでいただいたという経緯はあります。これが御案内のとおり、令和2年から令和6年、5か年計画でされている。じゃ、これをとにかく時間が短いもんですから、大いに利用して、このしゅんせつ関係をぜひやってもらいたく、やっぱり強力に要望活動をせんといかんと私は思います。

これももしそこまでできんとするならば、せめて河川内の草ですね、ヨシとか柳の木、これが今、こんな小さいのがこんななつとるとが幾つもありますよ。それをせめて伐採するくらいは先行して、伐採するくらいはしてくれという要望をやりましょうよ。それだけでも大分違いますよ。

それに加えて、今回、先ほど答弁の中でもあったように、筑後川の水位が下がって、内水氾濫した分の排水がまだ可能なときにポンプがうっ止まって動かんやった。本当もう何回も言うようですが、腹立たしい気持ちでいっぱい。ですから、今言う江見排水機場、上流排水機場、それぞれが30年、70年たっているということをお聞きしましたから、それがもし更新して新しいものにしたいということであれば、そういうふうにしてもらいたいし、またそれに加えて、新規にあと1か所、あるいは必要に応じて2か所でもポンプ排水機場を新設してもらえれば、こういうことは起きないと思うわけですよ。ですから、先ほど中央

に要望活動をやるということでありましたから、そのときには特にその辺を十分説明をしていただいて、強力に要望、要請をやってもらいたいと思います。それがあつて、こんなに今年みたいに冠水することは、もしそれが実現すれば、冠水することは緩和されると思いますから、ぜひお願いをしたいと思います。その辺について、ほかに町として、私は今ハード面のことを主に話しましたが、何かあればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（高島真幸君）

まず、県管理河川のしゅんせつ関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、町の管理河川をまずしゅんせつすることによって、当然県のほうにも要望をしていくという形で進めていきたいと思っております。というのは、町の管理河川が県の管理河川につながっています。町の管理河川から土砂が流出していく可能性もございますので、そちらのほうをまず町として適切に管理をしていきたいと思っております。

それと、先ほど言いました排水機場でございますが、今回、町長答弁もありました緊急特別要望につきましては、既存の排水機の更新や能力の増強なども含めたところでの要望活動があるものと思っております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、どうぞよろしく願いしておきます。

次お願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2番、外記のため池整備事業について、質問要旨の1番、今回の大雨に際し、事前に水位を下げる対応はどうだったのか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の質問事項2、外記のため池整備事業について、要旨1、今回の大雨に際し、事前に水位を下げる対応はどうだったのかについて答弁させていただきます。

今回の大雨は台風9号の影響により、8月7日から降雨が断続的に続いておりました。外記のため池の水位につきましては、従前から取水栓を営農に支障を来さない最低の位置にして、低水位で管理していただいております、水害対策の御対応と御協力をいただいております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、課長、低水位でというふうにおっしゃったでしょう。違いますかね。

じゃ、私がちょうど大雨が降った明るる日やったかな、現場に行きました。そしたら、当然西のほうののこしの高さは下がっていますけれども、ちょうどあれ何というかな、真ん中

に栓をずっと抜くやつ、あれが上から3本抜いてありました。ただし、穴がそんなに大きくないもんだから、排水量はそんなにはないだろうと思うわけですね。ですから、水位を下げると思ったら、もうちょっと下まで排水するようにしてあるかと思ったら、それがなかったもんだから、低水位にするというのがうまく具合話ができとらんだったのかなと思いましたが、その辺いかがでしょうか、ちょっともう一点お尋ねします。

○産業課長（日高泰明君）

外記のため池の水利管理につきましては、取水栓、先ほど3本というふうなところ、でおっしゃられたところもあるかとございますが、3本以上抜きますと、取水栓の下のところの口でのり面を洗うというふうなところも聞いておまして、一番最低限のところは取水栓3本というふうなところで地区の方々に御協力いただいて、一番最低の水位で運用をいただいているというふうにご理解するところでございます。

○8番（大川隆城君）

今の説明を聞いて、大体分かりました。

そしたら、今後は当然、今言われたように、今度は排水した先の水路ですね。水路の補強なんかせんと、抜かれんということであれば、その辺を早くするとかということも当然考えんといかんと思いますので、その辺はまたできますならば早めにやってもらいたいと思います。なぜならば、この大雨は毎年来ますよ。そして、だんだん降水量は増えていくと思います。少なくならんと思います。ですから、早め早めに対策していかん、災害は大きくなるばかりじゃだめですから、なるべく早く対応をそれぞれにやってもらいたいと思います。ということで、この項は終わります。

次にお願いします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、今年は調査年度だが大字坊所一村会の関係地区への説明は完了したのか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の質問事項2、外記のため池整備事業について、要旨2、今年は調査年度だが大字坊所一村会の関係地区への説明は完了したのかについて答弁させていただきます。

外記のため池整備については、現在、整備内容の検討を重ねている段階であり、整備する内容を固めて調査に入っていく運びとなり、下津毛地区で説明会を行っている状況でございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、その下津毛ではいつされましたか。

○産業課長（日高泰明君）

下津毛地区の説明会につきましては、令和2年の8月2日に行っておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ちょうど1年過ぎていますね。関係する地区といたら、そんなに10も20もないわけですよ。2つか3つでしょう。じゃ、この下津毛地区の説明を終わった後の1年間でできたはずじゃないんですか。その辺もこの外記のため池整備事業に入ったとするならば、早く地区の皆さんへの説明をして御了解をいただくことには進められんでしょう。先ほどもほかの同僚議員の質問の中でもきちんと地元説明をやりなさいよというようなことも出ていました。全く一緒。整備をやろうと思っても、うちに説明なかとにというようなことになったら、そこで止まりますよ。止まったら進みませんよ。そしたら、せつかくこれも多分5か年計画だったかな、で進めていくのが、途中で止まってしまったというならば、あんまりいい話じゃないですからね。関係するところには早く説明をやってくださいよ。そして、当然皆さん了解いただくと思うけれども、きちんとした説明をせんことには駄目ですよ。ですから、早速この議会が終わり次第でもいいじゃないですか。あと残りの地区に説明会を開いて、きちんとした説明をやってください。いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員おっしゃいますとおり、整備内容を詰めまして、きちんとした説明をというふうなところで計画しておるところでございます。もちろん、説明会のほうは今年度に計画するところでございますので、地区のほうにどういった内容のところ、設計をするでありますとか、そういうふうなところもるる決めまして、順次入っていくところで計画するところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

じゃ、説明をされるということで、まだ時期的なことはお聞きしてませんが、当然12月議会のときにはお聞かせ願えるかと思しますので、そのときにはきちんと説明会の実施した報告をいただけるようお願いをして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、鎮西山整備事業について、質問要旨の1番、現在、遺跡調査中だが今後の進捗はどう進むのか、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（宗雲英則君）

皆さんこんにちは。大川隆城議員の質問事項3、鎮西山整備事業について、要旨1、現在、遺跡調査中だが今後の進捗はどう進むのかについて答弁いたします。

鎮西山城跡の本調査につきましては、7月の町長定例記者会見で8月中旬から着手する予定だとお知らせしました。しかし、佐賀大学の宮武教授をお招きし、7月9日に実施した現地確認結果を基に作成しました設計図、仕様書等につきまして、リモートによる協議を8月6日に行いましたところ、追加修正等の御指導をいただきました。そこで、設計図、仕様書等を再作成し、宮武教授に最終確認していただいた後に速やかに調査業務委託契約を締結し、9月下旬から本調査に着手することとしております。

調査期間は4か月と見積もっており、調査結果を踏まえて保存活用方法等を文化課と宮武教授及び鎮西山再整備計画所管課とで協議したいと考えております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、遺跡調査関係については、9月の下旬から始めて、4か月間かかるという報告をいただきました。

じゃ、それが終わった時点では、いよいよ創生室のほうで担当してある、この鎮西山整備事業が始まると思いますが、それは今まで計画予定されていたのがその後につながってしていくということで捉えとってよかですかね。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ただいま本掘の今後の状況について文化課長のほうから御説明があったかというふうに思っております。

私どものほうでは、本掘で出てきた遺跡とか遺構の状況、これに基づいたところで、該当するところがあれば、基本計画のほうを変更していく必要があるだろうというふうに考えております。今現在、国のほうで採択を受けている内容というのは、木や花を中心としたフラワーパーク的な構想で御説明を差し上げたことが過去あるかと思えますけれども、採択を受けている内容というのは、その内容で受けているわけなんです。ここが仮に今後出てきます遺構等を活用するような内容になってくると、これは基本計画を変更することにならざるを得ないだろうというふうに考えておりますので、その予算につきましては、恐らく6月の定例会のときに予算でその辺を計上させていただいたかというふうに思っておりますので、そこは文化財のほうにおけます本掘の状況と並行しながら、着手できるような形を考えたいというふうに思っております。

なお、今回の予算案におきましても、鎮西山整備関係につきましてはの歳入と歳出計上しておりますけれども、こちらのほうは国からも補助金が出ておりますので、本年度分のところにつきましては、今回の本掘と影響のないところで進捗できるところにつきましては、その分並行して進めようということで今回計上させていただいているところがございますので、

決して止まっているということではございません。できるところについては進めていこうということはございますので、そういった御理解いただければ幸いです。

以上です。

○8番（大川隆城君）

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の2番、奥の院の整備はどう考えているか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項3、鎮西山整備事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

奥の院は修験道場という形でされておりまして、時折、滝行などで訪れる方もおられるように聞いております。

また、民地でもございまして、都市公園の区域外でもございます。今回の町の事業としての整備対象とはしておりません。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

これはちょっと古いんですが、鎮西山整備事業関係で、これは30年の5月に全協資料として頂いた資料の中に、課題の明確化、観光拠点としての課題という項目の中で、ほかの観光資源との有機的な連携の構築というのがうたわれております。そうすると、奥の院は、先ほど言われたように、修験者の方がおいでになっているということは存じ上げております。いろいろ私有地の関係かれこれあって、すぐすぐどうのというのはできんから、関係者との協議を十分してもらって、その結果、一緒に整備できるなら、それが幸いだからどうですかということでお尋ねをしておったかと思えます。せっかく奥の院、あの場所もほかにはない観光資源にもなり得るところですから、せっかくならば一緒に整備してもらえば、またいろんな方がおいでいただくんじゃないかと思うものですから、それはこれからでも協議して組み込まれるものかどうか、その辺いかがですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今回取り扱っている部分というところなんですけれども、今回やっている整備といいますのは、都市公園整備に関する補助金ということで取り扱っております。ですので、今回におきましては、鎮西山のいわゆる都市公園に係る部分に関しての整備計画という形で御理解ちょうだいできればというふうに思っております。いわゆる奥の院という箇所につきましては、都市公園区域外に位置しておりまして、そのため、今回の整備対象とはならないということで御説明を差し上げたつもりでございます。

とはいえ、当該場所につきましては、厳かな雰囲気がございます、夏は涼しく、コロナ

ウイルスの感染症蔓延前には訪れる人もおられ、ちょっとした観光スポットになっていたということは私どもも当然承知をしております。民地を含んだ場所ということではあるんですけども、地権者の協力の下、観光資源として今後、コロナ禍が終了した後にはなるんでしようけれども、そういったところで御紹介差し上げるなどの、そういった活用方法と言ったら失礼になるかと思えますけれども、そういうようなものに関しては十分考えられるのではないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。（「よろしく願いしておきます。次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問要旨の3番、源為朝や椿の木で御縁ができた伊豆大島との交流はどう考えているか、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項3、鎮西山整備事業について、要旨の3に関して答弁をいたします。

昨年度、「鎮西八郎為朝」のアニメ制作を機に、同じ為朝伝説が存在する大島町からの観光協会から起立工商DMOに椿の苗が送られてまいりました。大島町は活火山である三原山が存在しておりまして、地質も火山灰主体の降下堆積物というふうになっておりますので、稲作に適した土地柄ではないということもございまして、起立工商DMOからバケツ稲づくりができるような稲を返礼するなど、交流を深めているところでございます。

現段階では観光協会レベルでの交流ということになっておりますけれども、せっかくいただいた御縁ですので、コロナウイルスの状況を見極めつつ、主体的に行政レベルでの交流ができるように育みたいというふうに考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、今後交流を考えているという答弁をいただきました。

本当ここで、せっかくですが、そうなれば、小・中学生の交流等々も当然考えられるかと思いますので、教育長にその辺についての御見解を一言お願いしたいと思います。

○教育長（野口敏雄君）

皆様こんにちは。大川隆城議員の御質問に答えたいと思います。

基本的には、鎮西山城跡、山城跡の本格調査の進捗を見ながら、鎮西山整備事業との関わりの中で企画を練っていききたいというふうに思っているところでございますが、交流の対象は児童・生徒に限ったことではございませんので、教育委員会としましては、小・中学生はもちろんなんですが、子供たちの発想も大事にしながら、生涯学習の観点からも各年齢層の皆様方の例えば希望調査であるとかアンケートであるとか、そういったところも取っていきながら、意向を探っていききたいという思いを今持っております。

佐賀県内では、山村留学とか離島留学、そういった制度をつくっているところもありますので、参考にしていきたいと思います。

一方で、数日単位での、例えば椿青少年の船交流団、これはあくまで私見です、今の時点でのですね。そういった相互派遣なども考えられるんじゃないかと私個人は考えております。

また、今、上峰小・中学校では、コロナ対策として臨時休業や学級・学年閉鎖の際の同時双方向型のオンライン授業を実施しております。また、出席停止や自宅待機などの個別の欠席者向けに授業のライブ配信をしていくということを行い始めておりますので、そういった意味では電子黒板とかタブレット等のICTを活用した社会科授業でのウェブ交流学习、あるいは中学校の生徒会間でのウェブ交流会議などはハード面、スキル面ともにハードルはそれほど高くないと考えております。機会を捉まえまして、学校とも検討していきたいと考えております。

いずれにしても、思いつきの単発的な取組に終わらないように、また学校の年間教育指導計画との関係の中で、教育的な価値、目標を明確にして企画立案していきたいと考えております。

以上で大川議員の質問の答弁を終わります。（「よろしく願いしておきます。次にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の4番、パートナーシップ制度導入について、質問要旨、6月定例会でパートナーシップ制度導入に取り組むことが示されたが、その後の進捗準備はどうか、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（矢動丸栄二君）

皆さんこんにちは。大川隆城議員の質問事項4、パートナーシップ制度導入について、質問要旨1、6月定例会でパートナーシップ制度導入に取り組むことが示されたが、その後の進捗準備はどうかという御質問に対しお答えいたします。

6月の議会後に三養基郡内の基山町、みやき町、上峰町の3町で担当者レベルで話し合いを行って、県の導入を見て、三養基郡内で再度話し合うことといたしておりました。

先月、8月27日に佐賀県パートナーシップ宣誓制度の受付を開始され、がされました。同性カップルなどが継続して生活を共にすることを宣誓し、佐賀県が証明する制度となっております。その証明書がパートナーシップ宣誓書受領証となり、受領証を得ることで、同居親族がいないと入居できない県営住宅に入居できることや県営医療センター好生館のICUに入院した場合の面会なども家族同様の対応が可能となりました。

また、県内町村では、唐津市が今年度導入に向けて検討されております。

今回、県の導入を踏まえ、県と調整を行いながら、年内導入に向けて進めて今おります。

以上、大川隆城議員の質問の回答を終わります。

○8番（大川隆城君）

この件については、先ほど答弁いただいたとおりであります。唐津市がこれも先ほど紹介がありましたけれども、9月14日の新聞紙上で、来月10月から開始する考えをお示しになりました。

そういうことでございますが、我が町においては郡内の各町との協議を今されているということでもありますけれども、そしたら、方向性としては郡内、基山とみやき町と上峰、3町同時にやるというふうなことで進められているものか、その辺ちょっとお聞かせください。

○総務課長（矢動丸栄二君）

6月議会終了後に三養基郡内の3町で担当者レベルでこのパートナーシップについて調整を図っていくことの話を行いました。先ほど申し上げたとおり、県の動向を見ながらということで話を進めました。あくまでそのときの目標でありまして、今回、同じ認識を郡内持つてしていこうと思っております。ただ、足並みを必ずそろえて実行するという、そういう約束事はまだ行っておりません。あくまで自分たちの勉強会というか、そういう認識をつけるための集まりをしたという状況になっております。

また、今後、うちのほうからいろんな要綱等の提案をして、周りの町村も巻き込んでというか、広くなるように進めていきたいと思っております。

以上になります。

○8番（大川隆城君）

先ほど課長からは、同時にやるということじゃなくて、話し合い等々はやるけれども、できるならば、周辺町村も巻き込んで進めていくというお言葉がありましたが、となれば、先んじて上峰町がやっても、それは当然いいことだと思うわけですよ。ですから、当然6月から後、課長のほうではいろんな必要なこと等も十分検討されながら準備もされてきていると思うわけです。ですから、もしできるならば、先ほどあった唐津市が10月からということであれば、それにあまり間を置かず上峰町としてもパートナーシップ宣誓制度を実施するという進めてもらえたらいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

議員おっしゃるとおり、今、上峰町独自のパートナーシップ宣誓制度の要綱を作成しております。それをできたというか、その見込みができれば、あとは町民への周知の期間もちょっと今考慮しているところでございます。それも少しでも早く実施していきたいと思っております。すみません、まだ具体的ないつからというのはちょっと申し上げられませんが、年内には必ず、早めに実施していきたいと考えております。

以上になります。

○8番（大川隆城君）

先ほど佐賀県のほうが8月27日から宣誓制度を新設して受付を開始された。そしたら、9月7日にまず第1番目の方がこのパートナーシップ宣誓書の受領証の交付を受けられた。その後もまた2組ぐらいいらっしまったことも新聞紙上では紹介がございました。それを考えますと、そのとおりにはいかんとと思いますが、町内だって多分お待ちになっている方がいらっしやるんじゃないかならうかというのは推察されるわけです。ならば、やはりできるだけ一日でも早くそういう受入体制を整えて、そして、そういう方々の受入れをやるということで進めていく必要があろうかと私は思うわけです。ですから、年度内のどうのこうの言わんで、今言うごと、唐津が10月からするなら、うちも一緒ぐらいにやろうかいというくらいのことに取り組んでもらいたいと思いますが、再度いかがでございましょうか。

○総務課長（矢動丸栄二君）

議員おっしゃるとおり、一日も早くということでお言葉をいただきました。私どももまず要綱の制定を一日も早く制定をし、いち早く募集するのか、また周知期間も検討していきたいと思っていますので、両方、平行線でできればと今思っております。

以上になります。

○8番（大川隆城君）

それと、毎度毎度同じお願いをし続けておりますけれども、そのパートナーシップ宣誓制度を開始すること、当然必要です。と同時に、先ほどおっしゃいましたように、皆さんの御理解を深めていただくということも当然必要であります。ですから、いろんな団体ありますけれども、その団体の皆さん方のLGBT、あるいはパートナーシップ宣誓制度についての研修会とか、それと今、当事者で随分とあちこち講演に回って、その理解を深めるために頑張っておられる方も何人もいらっしやいます。そういう方々をお招きをして、そういう御理解を町民の皆さんが深めてもらうための手だてをぜひやってほしい。これは1回、2回では到底無理ですから、機会あるごとにやってほしいというのをお願いしたいわけでありまして。過去に一、二度、民生委員さんとかされた経緯がございます。ですけれども、まだまだ不十分です。ですから、皆さん方それぞれに十分御理解いただいて、町全体的な理解を深めるための手だてを機会を捉えて取り組んでいただきたいということをお願いして、この項を終わります。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

6番原田希君お願いします。

○6番（原田 希君）

皆さんこんにちは。6番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

今回、大きく3点質問をさせていただきます。

まず1点目、中心市街地活性化事業についてということで、これはもう毎回出させていただいています質問でございます。要旨1、現在の進捗と今後のスケジュールはということで、これまで、これも何回も言っていますけど、なかなか進捗が分かりづらい、見えにくいというところで質問をさせていただいております。

前回、前回といいますか、8月の臨時議会でまた大きく解体の費用というのが認められて、またさらに、今度は目に見える形での進捗があるんじゃないかというふうに思っております。そこら辺も含めて、現在の進捗と今後のスケジュールはということで質問をさせていただきます。

大きく2つ目、通学路の安全対策についてということで、要旨の1、今年度の安全点検の状況はということでございます。毎年通学路の安全点検というのは関係する方々で行われているというふうに思っておりますが、今回、今回といいますか、今年の6月末だったと思いますが、千葉県で通学路にトラックが突っ込むというような事故がっております。これを受けて、全国でも通学路の安全確保、安全対策というのがまた課題として見直されていると。全国的にも緊急の合同点検等が実施されているようでございます。それを受けまして、今年度の安全点検はどういった状況かということで御質問をさせていただきます。

それから、要旨の2番目、雨天寺の送迎についてということで、これはもう皆さん、御案内内だと思いますが、雨の日は、特に小学校ですね、校内への車の乗り入れは駄目だというふうになっております。すば一くで送迎される方は車を停めて、そこから子どもたちは歩いてくというような状況かと思いますが、まだどうしても一部の限られた、少数の方だと思いますが、校内の乗り入れ、それから、正門前に停めてから降ろしてという、ちょっと危ない状況もまだあるようでございますので、その辺りについてお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、大きく3点目、子育て支援について、要旨の1、放課後児童クラブ現在の状況はということで、放課後児童クラブにつきましては過去にも都度都度質問をさせていただいております。上峰町の場合、平成元年から委託ということでなったかというふうに思っております。それまでは、小学校の体育館のほうで実施をされていましたが、委託になりました。またさらに、教育委員会から所管も住民課のほうに移っております。

その際に、やっぱり学校との関係もある程度ありましようし、所管が移ったからといって、じゃ、もう後は住民課ですよということではなくて、やっぱり教育委員会、学校、住民課、事業者さん、しっかりと連携してやっていってくださいよというのをずっと言ってきております。特に何かがあったということではなく、現在連携をしっかりとやれているかというような確認をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

端的にやり取りさせていただいて、できれば明日に持ち越さないようにできたらなという

ふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項1、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

官民協働事業体となる合同会社つばきまちづくりプロジェクトは、予定されているプロジェクトごとに規模感や位置取りの検討を行うため、出展希望テナントなどを中心にヒアリングを行い、集約しようとしている旨を伺っております。

今後のスケジュールにつきましては、ある程度まとまった段階で合同会社つばきまちづくりプロジェクトからアナウンスがされるというふうに思います。

発信の在り方といたしましては、合同会社つばきまちづくりプロジェクトからアナウンスされた情報については、町としても発信ができるものというふうに考えております。

なお、人口目標1万人達成ということも町のほうも考えておりますけれども、定住促進住宅につきましては、コンソーシアム等の形成が必要になってまいります。第一弾の事業として今後、発出される予定という形で聞き及んでいるところでございます。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

プロジェクトごとに合同会社の中でテナント等を中心にヒアリングを行われて、今ざっと説明をいただきました。

なかなか細かいやり取りができないというので、ちょっと質問もなかなか難しいんですが、まず、8月の臨時議会で解体の部分に関して予算が可決をされております。その点について進捗をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

そちらのほうにつきましては、事業者選定のほうがございますので、その辺についても一定のルールを踏まえた上でされるようです。そんなに遅くはかからないのではないのかなというふうに思っておりますが、淡々と事業を進めていくというようなことかというふうに理解をしているところです。

以上です。

○6番（原田 希君）

予算が可決をされたことで、またさらに進捗が見えてくるというふうに期待をしていますが、なかなか、あのままで解体に入れないということで、今の答弁でも具体的にいつ頃とか、例えば、来月ですよとかいう話は聞けないのかなというふうに思いながらも、ぜひ

そこは早くやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

もしよければ、室長としては感覚的にいつぐらいからか、多分言えないと言われるんでしょうけど、分かれば教えていただきたいのと、前回のその解体の予算審議のときに多く質問が出ていたのが、解体がくいの引き抜きに関しての合同会社に対する貸付け、この部分について議員さん方、結構質問が出ていたと思います。

やり取りを聞きながら、私の理解というのは、今後の計画でどこに何がというのが出てくれば、抜かなくていい部分も出てくるから、予算がもっと抑えられると。ただ、臨時議会での予算の部分に関しては、全部を抜いた場合という試算での計上ということでした。

ここもちょっと回答をしていただけるか分かりませんが、その部分について話が進んでいるかどうか。もし、ある程度安くできそうですよとか、半額ぐらいでいけるんじゃないという話になっていますよみたいな、そういった、そこら辺の進捗ももしよろしければ教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

2つあったと思いますけれども、まず、1つ目のほうからということなんですけれども、恐らく、実際のところはその業者の選定とかが終わって工程表という形が出るんだろうな。詳細はそこで判明するんじゃないのかなというふうには思いますし、考えているところです。

また、大気汚染防止法とかによりまして、解体除去工事の着手前とかにはアスベストの事前調査に関する県への届出であったり、調査結果の掲示等が必要になってくるだろうというふうに考えております。これは、全ての建築物、工作物に対して求められるということになりますので、そこからの着手になるんじゃないのかなというふうには思っております。その間は、伐採だったり伐根だったり、足場の形成、目張りなどを進めていくことになるんじゃないのかなというような予測をしているというところでございます。

それと、先ほどの地中のくいの関係ですかね、ここに関しましては、いろいろな工法がございまして、例えば、破碎だったり埋め殺しだったり抜去だったり、いろいろあるところではあるんですけれども、予算時にはある程度最大値といたしましょうか。そこを見たところでの算定をしているところではございますけれども、そこそ民間のノウハウである程度軽減ができるということであるのであれば、そこは民間のノウハウを生かしながら軽減できるところは軽減をしていただけるような知恵を結集していただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

なかなか今後のスケジュールというのが答えていただけないということで、分かる部分もあるんですけど、もどかしい部分もあるということでございます。

解体の部分で、いろんな環境調査等があって、それから解体に入るという流れになるとい

うことですが、一般的にあのぐらゐの規模の建物でそういった調査を進めて、それが終わって解体と。一般的な話として大体どれぐらゐかかるものなんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大変申し訳ございません。その辺私もなかなか知見の及ばないところではございますけれども、それこそ、工程表とかそういった進捗表、こういったもので確認をするしかないのかなというふうに思っております。一般的とは言いながらも、私もそこまで知見が及びませんので、ちょっとこの場で軽々にお答えするのも無責任なのかなというふうに思いますので、そこは御容赦願いたいというふうに思っております。

○6番（原田 希君）

今後の予定として、ある程度プロジェクトごとに様々進めていかれながら、計画がまとまったら合同会社として情報を発信されると。それがあれば町としても発信されると。これはもう以前からそういったことを言われていますけど、今日の答弁で計画がまとまったらアナウンスをされるということで、第1弾として定住促進住宅ということでちょっといただきましたが、これについては、そしたらある程度計画がまとまってくるということでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大体まとまりつつあるというような認識かなというふうに思っております。そこでの動き方というのが、ある程度進捗が見えそうなところがございますので、そういったものに関しては先駆けて発出されるんだろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○6番（原田 希君）

ちなみに、ちょっと戻りますけど、解体がある程度決定された場合も情報として発出されるんでしょうか。これはもうそのまま決定したらだだらといつの間にか壊れてみたいな感じになるんでしょうか。その辺りもお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

あれだけの大きい柄ですので、周辺の方々に恐らく何らかのお話とか当然事前に差し上げなければいけないという状況になるかと思っておりますので、そこに関しては何らかの形でちゃんと発出があるものというふうに考えております。

以上です。

○6番（原田 希君）

とにかく私としては、あの状態をずっとあのままにしておきたくないという思いがあります。なので、予算が決定をされたということであれば、ぜひ早急にそこは取りかかっていたきたいというのが私の思いですので、合同会社内でのそういった協議とか調査等あるかと思っておりますが、ぜひ急いで、急いでといたらあれですけど、早急にそこは取りかかっていた

だきたいなというふうに思いますし、また、計画についても、これは合同会社がまず発信をしていただかないといけませんけど、決定次第速やかにお願ひしますということでお伝えいただければというふうに思っております。

すみません、今回この件に関してはここで終わらせていただきます。

次、お願ひします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、通学路の安全対策について、質問要旨の1番、今年度の安全点検の状況は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんこんにちは。原田議員の質問事項2、通学路安全対策について、質問要旨1、今年度の安全点検の状況はについて、お答えします。

令和3年度通学路合同点検を8月19日に大雨災害対策のため、東部土木事務所が欠席でしたけれども、鳥栖警察署、町総務課、町建設課、小・中学校より参加いただき、現地に赴き実施いたしました。結果は次のとおりです。

1点目、中学校からの点検要望箇所、町道下津毛三田川線、変則五差路付近については、交通量が多く道路付近も狭いため危険という状況です。改善点といたしまして、変則五差路の交差点改良が実施されるまで、安全に通学できるよう変則五差路付近の外側線の設置及び路肩部分のカラー舗装施工を検討いたします。

2点目、中学校からの点検要望箇所、下津毛井手口住宅線については、下津毛集落道路の幅員が狭く、見通しが悪いため危険という状況です。改善点といたしまして、道路外側線やカラー舗装の設置を検討します。

3点目、小学校からの点検要望箇所、下津毛交差点から切通し交差点に向かう中の尾団地入り口までの県道について。歩道は広いものの、交通量が多いことや、歩行の際、農地への転落に危険がある状況です。改善点といたしましては、歩道にガードレールやカラー舗装等設置を土木事務所へ要望します。

4点目、小学校からの点検要望箇所、県道坊所城島線の加茂交差点付近については、交通量が多く、歩道上でも危険を感じる状況です。改善点としましては、交差点に車両の防護柵が設置される予定です。また、加茂交差点東の町道二又坊所線の水路の危険箇所にガードレール等設置を検討します。

この4点が通学路合同点検の内容となります。今年6月に千葉県通学路で小学生の列にトラックが突っ込み、5人が死傷する痛ましい事故があり、今回この合同点検はさらに危険な箇所等に対する協議検討をし、これに基づく改善を行っているという形を取っております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

今4点報告をいただきまして、また、改善の対策ということでも答弁をいただきました。こういった危険箇所なんですけど、もっと小さく各地域で見なければたくさんあると思います。特に今報告を受けた分は、危険度が高いんだろうなというふうに思っております。

こういう箇所については、当然通れば分かるという部分もあるかと思うんですが、やっぱり児童生徒にしっかりと保護者も含めて周知をやっていかないとはいけないというふうに思っています。その辺りの周知の方法とか、もしやられていることがあれば教えてください。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

危険箇所の周知の徹底、方法という御質問だったかと思います。2年に1回、上峰町学校区安全対策マップ、こちらのほうを小学校、PTAのほうで作成しております。令和2年度に作成しております。こちらのほうで危険箇所等の周知徹底を行っております。また、学校等で今回上がりました点検箇所等の小学校、中学校、こちらのほうの危険箇所等の学校からの保護者への周知徹底も行っているところなんです。

以上です。

○6番（原田 希君）

この安全マップということで今、御紹介いただきました。

このマップについてはPTAのほうで作成をされて配布をされているということで、以前も転入されてきた方が、これは非常にいいですみたいな話を聞いたことがあります。ぜひ、引き続き2年に1回の更新ということですが、これについては毎年、1年生とかも入ってきますし、配布をして、しっかりと子どもたちにも危険箇所の徹底の共有を図っていただきたいというふうに思っております。

このマップに関してですけど、ずっと更新をされますけど、ずっと同じ箇所が載っている部分というのも多くあるというふうに思います。先ほど、最初の合同点検の結果、この4つについてはこういう対応をしていきますということでありましたが、ずっとマップに載っていてずっと危険だと言われている部分についても、やっぱり総務課とか建設課と共有しながら改善する必要があるんじゃないかなというふうに思っていますが、その点いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

2年に1回、上峰町学校区安全対策マップのほうの見直しをかけております。

同じところの箇所も確かに載ってきておりますけれども、平成30年度から令和2年度にかけて何件か変わっているところの場所もあります。もちろんその危険箇所、点検箇所という部分のところを踏まえてもおりますけれども、独自にPTA活動として、ここは危険箇所という部分のところを指摘されている部分もあります。

総務課、建設課、警察等の連携という話をされましたけれども、ぜひこういった危険箇所

等の周知徹底というのを行っていきたいと思っております。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひお願いします。こういった点検等を踏まえての危険箇所の共有とか改善というのは、ぜひ言われたとおり、しっかりとマップを使って共有しながら改善をしていただきたいなというふうに思うんですが、ちょっと最近思うのは、特に今日も話が出たかと思いますが、今から通学路、特に学校周辺の道路改良とか、具体的に言うと坊所南北線、ここの改良が本格的に始まってくるというふうに思います。

最近までも、今ちょっと砂利になっていますけど、正門前の工事がされていましたが、そういった期間もやっぱり危険があるんじゃないかなろうかというふうに思いますので、例えば、交差点だとか、ここはガードレールがないから危ないとかいうことプラス、そういった周辺、子どもたちは常に通る道路の工事の箇所とか、そういったことも今後は児童生徒にはしっかりとこの期間はここは危ないからねと、また保護者の方にも、そこを通られない方もいらっしゃると思うので、この期間は工事がありますからというような、そういった共有の注意喚起も必要じゃないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

学校周辺の道路改良等工事、ここも危険箇所等で周知徹底はできないだろうかという御質問だったと思います。

今、建設課のほうからここが道路改良すると、例えば、すぱーく前の道路を改良しますということでしたら、うちのほうに協議が来ます。協議が来て学校のほうに連絡いたします。学校のほうはマチコミ等で保護者にも徹底し、もちろん児童たちにも周知徹底をしているという今の現状です。これからも工事等がある場合はそういった形で周知徹底を図っていきたいと思っています。

以上です。

○6番（原田 希君）

現在もそういった対応をされているということで、引き続きお願いをいたしたいと思いません。

今ちょっと工事をされた部分で、期間中非常に危ないなみたいな話を周辺の地域の方から私もいただきましたので、改めてそこはやっぱりしっかりとお願いをしたいというふうに思っています。

通学路、朝、通学、下校の時は本当に教育委員会の皆さんはじめ地域の方々、いろんな団体の方々が見守りとか、議員の皆さんも毎朝やっていただいている方もいらっしゃるので、本当にありがたいなというふうに思っていますので、ぜひ事故がないようにしっかりとそういうハード面もしっかりとみんなで共有しながら、改善しながら、そしてまた、みんなで

守っていくということをさらに広げていけたらなというふうに思っていますので、ぜひそこはしっかりお願いしたいというふうに思います。

この項はこれで終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでした。

午後 4 時54分 散会